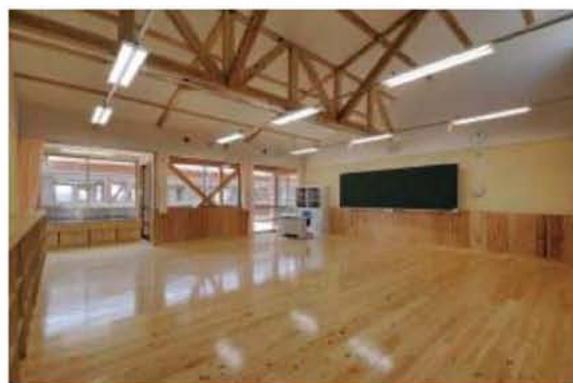


木造建築物設計 推進マニュアル



県産木材利用推進プロジェクト会議

平成22年9月

はじめに

県産木材利用推進プロジェクト会議

委員長 五十嵐 勉



県内の森林は、木材として利用可能な時期を迎えつつあるものの、採算性が悪化する中、森林所有者の林業経営への関心が低下し、手入れ不足の森林の増加と森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。

このため、県では、平成19年度から「県産木材利用推進プロジェクト」に県民協働で取り組み、木材の生産から流通・消費に至る県産木材の供給体制の確立により森林資源の循環利用を推進しています。

県内で生産された木材を使用することは、間伐等による森林の手入れにつながるため、水源かん養機能や土砂流出防止機能などの森林の持つ公益的機能が向上し、私たちが生活するうえで、様々な恩恵を受けることとなります。

県内の豊かな自然環境や安全で快適な生活環境を守っていくためにも、県産木材の積極的な利用に御協力くださいますようお願いいたします。

このマニュアルは、県産木材の利用推進を図るとともに、公共建築物をはじめとする様々な建築物の木造化を積極的に進めていくことを目的として作成しておりますので、木造建築物を設計されるときに参考資料として、ぜひお役立てくださるようお願いいたします。

最後に、このマニュアル作成にあたり、御協力いただいた関係者の方々に対し、深甚の敬意と謝意を表します。

目 次

第1章 県産木材の利用の意義や木の効能など	
第1節 県産木材の利用の意義	1
第2節 木の効能	2
第3節 木の構造と特徴	3
第4節 教育的な効果	5
第5節 環境への配慮	7
第2章 建築コスト	
第1節 木造建築物の検討	8
第2節 木造建築物とその他の建築物とのコスト比較	9
第3章 計画の立て方	
第1節 基本方針の立て方	10
第2節 計画の進め方	10
第3節 実施計画の進め方	12
第4章 木材の調達方法	13
第5章 実施設計の考え方	
第1節 用途別の建築基準等	15
第2節 建築に係る制限等	26
第6章 木造建築物の維持管理	28
第7章 県内の施工事例	29
① 佐賀市立 富士南小学校（佐賀市）	
② 風のふるさと館（唐津市）	
③ 武雄市立 武内小学校（武雄市）	
④ 鳥栖市立 弥生が丘小学校（鳥栖市）	
⑤ 嬉野市コミュニティセンター「楠風館」（嬉野市）	
⑥ さざんか千坊館（吉野ヶ里町）	
⑦ 白木パノラマ孔園コテージ（江北町）	
⑧ 介護予防拠点施設「ひだまり館」（白石町）	
⑨ 県営住宅光団地（佐賀市）	
第8章 資料編	38

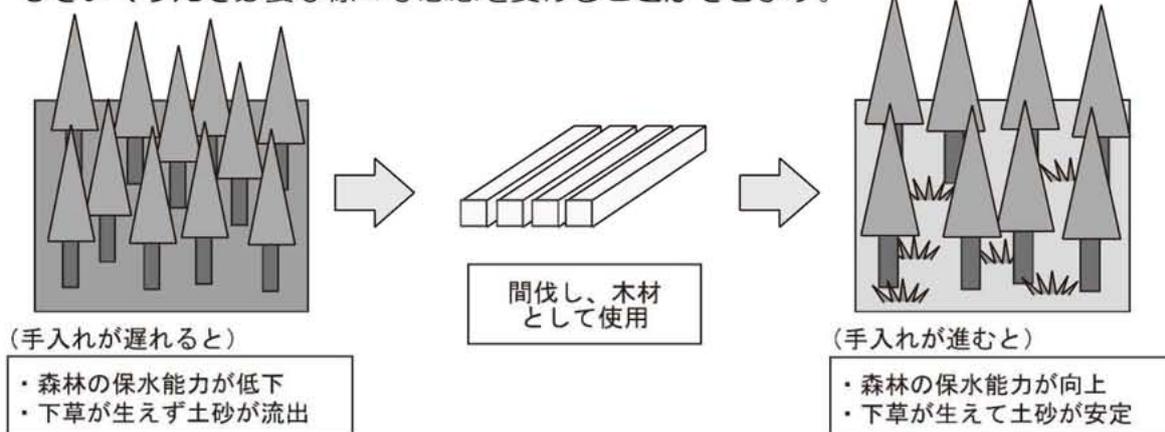
第1章 県産木材の利用の意義や木の効能など

第1節 県産木材の利用の意義

1 森林環境の保全

県産木材を使うと、県内の森林の手入れが進むため、森林の健全な状態が保たれ、森林環境の保全が図られます。

また、水源かん養機能や土砂流出防止機能など、森林の持つ公益的機能が向上することで、水資源の確保、土砂災害等の防止など、人々が快適に安心して生活していくうえで必要な様々な恩恵を受けることができます。



2 二酸化炭素の排出削減

県外や海外の木材を使用するには、トラックや船等による長距離の運搬が必要であり、運搬時には化石燃料が消費されるため、大気中に多くの二酸化炭素が排出されてしまいます。

県産木材を使うと、木材を運搬する距離が短くなり、運搬時のエネルギー（ウッドマイレージ）及び運搬時に排出される二酸化炭素も少なくなるため、地球温暖化の防止につながります。



3 地域産業の活性化

県内の森林で生産された木材は、県内の素材生産業者によって伐採・搬出され、県内の製材加工業者により製材・加工された後、県内の大工・工務店や建設業者等によって、住宅用資材や土木資材として消費されます。

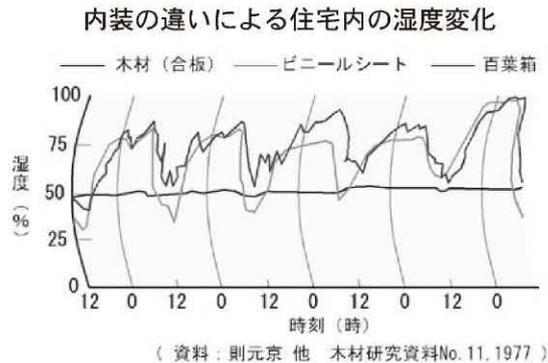
県産木材が、県内で消費されることによって、県内事業者の収入確保や雇用機会の創出が図られ、地域産業の活性化につながります。

第2節 木の効能

1 木材の湿度調整機能

木材は、湿度が高いときには空気中の湿気を吸収し、湿度が低いときには木材中の水分を放出する湿度調整機能を持っています。

このため、梅雨時期の湿度が高いときには、湿度を吸収することで湿気が抑えられ、空気が乾燥しているときには、水分を放出して人々が快適に生活できるように、湿度を調節してくれます。

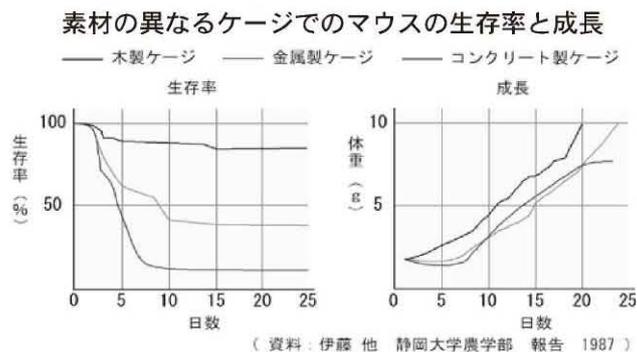


2 緊張を和らげる木材

木材の持つ木目には、気分を落ち着かせるとともに、疲労感を減退させ、活力を与える効果があります。

静岡大学で行われたマウスを使った実験では、木製の飼育箱で生活するマウスの生存率や体重の増加が、金属やコンクリートの飼育箱で生活するマウスより高いという結果が報告されています。

このことから、金属やコンクリートに比べて、木材にはストレスを少なくする機能があるのではないかと考えられます。



3 健康に生活できる木の空間

全国社会福祉協議会で行われた特別養護老人ホームの入居者を対象とした調査では、木材の使用が少ない施設に比べて、木材の使用が多い施設の方が、インフルエンザや骨折、不眠などの発生率が低いという結果が報告されています。

また、木造住宅の比率が高い地域ほど、乳ガンによる死亡率が低い傾向が見られるという結果も報告されています。

このことから、木材に囲まれた生活空間では、健康な生活ができるのではないかと考えられます。

特別養護老人ホームにおける入居者の心身不調出現率比率

入居者の心身不調の内容	対入居定員比 (%)	
	木材使用の多い施設	木材使用の少ない施設
インフルエンザ	16.2	21.4
ダニ等でかゆみを訴えた入居者	4.4	5.4
転倒により骨折等をした入居者	8.8	12.1
不眠を訴えている入居者	2.4	5.3

有意差 (P<0.01) の認められたもの

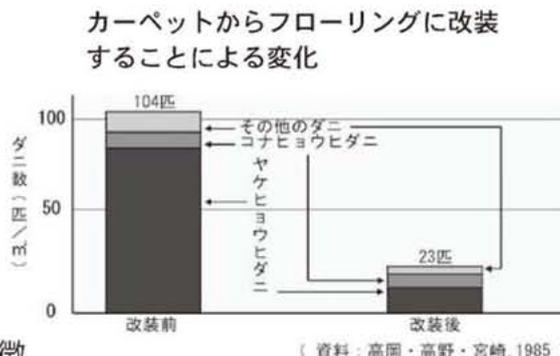
資料：全国社会福祉協議会「高齢者・障害者の心身機能の向上と木材利用－福祉施設内装材等効果検討委員会報告書」（調査期間：平成9年12月～平成10年1月）

4 木材の抗菌・防虫作用

木材学会で報告されている試験研究結果では、抗生物質の効かない細菌（MRSA）などに対して、木材の精油成分に強い抗菌作用があることが報告されています。

また、木材が放つ香りの中の成分には、ダニを死滅させる効果があり、特にヒノキやクスノキにその効果が大きく、ダニの繁殖を防ぐことができます。

このことから、木材を使うことにより、ダニやカビの繁殖を抑え、健康に良い環境をつくることができるものと思われまます。



第3節 木の構造と特徴

1 針葉樹と広葉樹

木を葉の形態で分類すると針葉樹と広葉樹に区分できます。

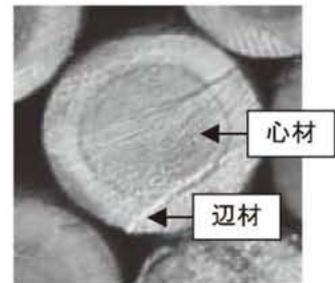
針葉樹は、主に建築用構造材、仕上げ材として使用され、広葉樹は造作材、家具材、仕上げ材などに使用されます。

区分	主な樹種	用途
針葉樹	スギ	建築 (柱、構造、建具)、家具、土木など
	ヒノキ	建築 (柱、土台、構造、床板)、家具、土木など
	マツ	建築 (梁、桁)、土木、枕木、坑木など
	ツガ	建築 (柱、土台、造作)、土木、枕木など
広葉樹	カツラ	建築 (装飾)、合板、彫刻、器具など
	ブナ	建築 (床板、造作)、家具、木箱、漆器素地など
	キリ	建築 (装飾)、家具、器具、建具、木箱など
	ケヤキ	建築 (構造、装飾)、器具、彫刻、船舶など

2 辺材と心材

丸太を輪切りにしたときに観察できる大きな特徴としては、中心部分の心材(赤身を帯びたところ)とその周辺部分の辺材(白身を帯びたところ)が見られることです。

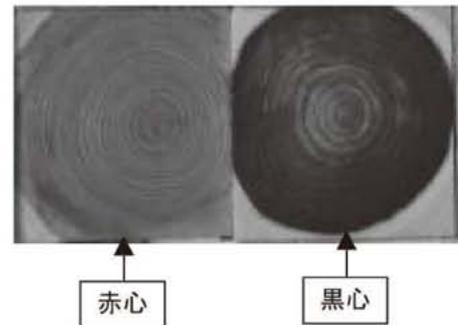
心材には、木の香りや色の元となる成分が含まれており、腐朽菌や害虫に対する抵抗力が大きく、辺材には、デンプンや脂肪などの栄養分が多く含まれており、腐朽菌や害虫の影響を受けやすいと言われています。



3 スギの心材色

スギの心材色には、赤心(心材色が赤いもの)と黒心(心材色が黒いもの)があります。赤心に比べて、黒心は含水率(木材中の水分量)が高いものが多く、乾燥時間や乾燥コストがかかることから、木材関係者からはあまり好まれていません。しかし、強度については、赤心と黒心に大きな差はありません。

赤心と黒心の心材色の違いは、生育環境や品種によるものと言われています。

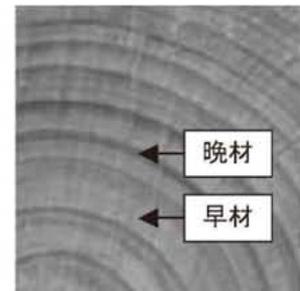


4 年輪

丸太を輪切りにして断面を見ると、早材(色が薄い部分)と晩材(色が濃い部分)が交互に重なっていることがわかります。

早材は、春から夏にかけて、晩材は、夏から秋にかけて生長した部分であり、同一年に形成された早材と晩材を合わせた部分が「年輪」と呼ばれています。

年輪は1年に1層ずつ増えていくので、年輪の数を測定することで、その木の年齢(林齢)を知ることができます。



5 含水率

木材中に含まれる水分量を示す数値として、含水率(木材重量に対する水分量の割合)が用いられます。

伐採直後の含水率は、樹種や生育条件等によって異なりますが、高いものでは含水率が200%を超えるものもあります。

木材の乾燥初期は、細胞の孔や細胞間に含まれている「自由水」が蒸発し、含水率は30%前後まで低下します。含水率が30%前後になった時点では、木材中の自由水が概ね蒸発した状態となっています。

含水率が30%程度以下になってくると、乾燥速度は鈍化し、木材の細胞膜等に含まれている「結合水」が蒸発することで、木材の収縮が始まります。

また、乾燥終了後の含水率は、日本の湿度環境によって15%前後に定着すると言われています。

■含水率の計算方法（例）

①乾燥する前の木材重量（45kg）から、完全に乾燥した木材重量（30kg）を差し引くと、水分重量は15kgということになる。

②水分重量（15kg）を木材重量（30kg）で割り戻し、これに100を乗じたものが含水率となるため、この木材の含水率は50%ということになる。

乾燥する前の木材
45kg

➔

完全に乾燥した木材
30kg

計算式 $(45 - 30) / 30 * 100 = 50\%$

第4節 教育的な効果

学習の場である校舎は、子どもたちの教育環境を考える上で、重要な役割を果たしており、学校で生活する子どもたちや教師から、快適な教育環境が求められています。

特に子どもたちにとって、学校はストレスが生じやすい場所でもあるため、校舎の居心地には十分注意する必要があります。

ここでは、財団法人日本住宅・木材技術センターで実施された調査結果をもとに、木造校舎が子どもたちの教育環境に及ぼす影響等について紹介します。

1 授業中の子どもたちの疲労状況

図-1は、全国の木造校舎とその近隣地域にあるRC造校舎を比較対象に、教師から見た授業中の子どもたちの疲労状況を調査したものです。

質問項目15以外は、RC造校舎より木造校舎の方が少ない結果となっています。このことから、木造校舎は子どもたちの眠気やだるさ、身体違和感を軽減し、授業に集中できる環境を持っているものと思われます。

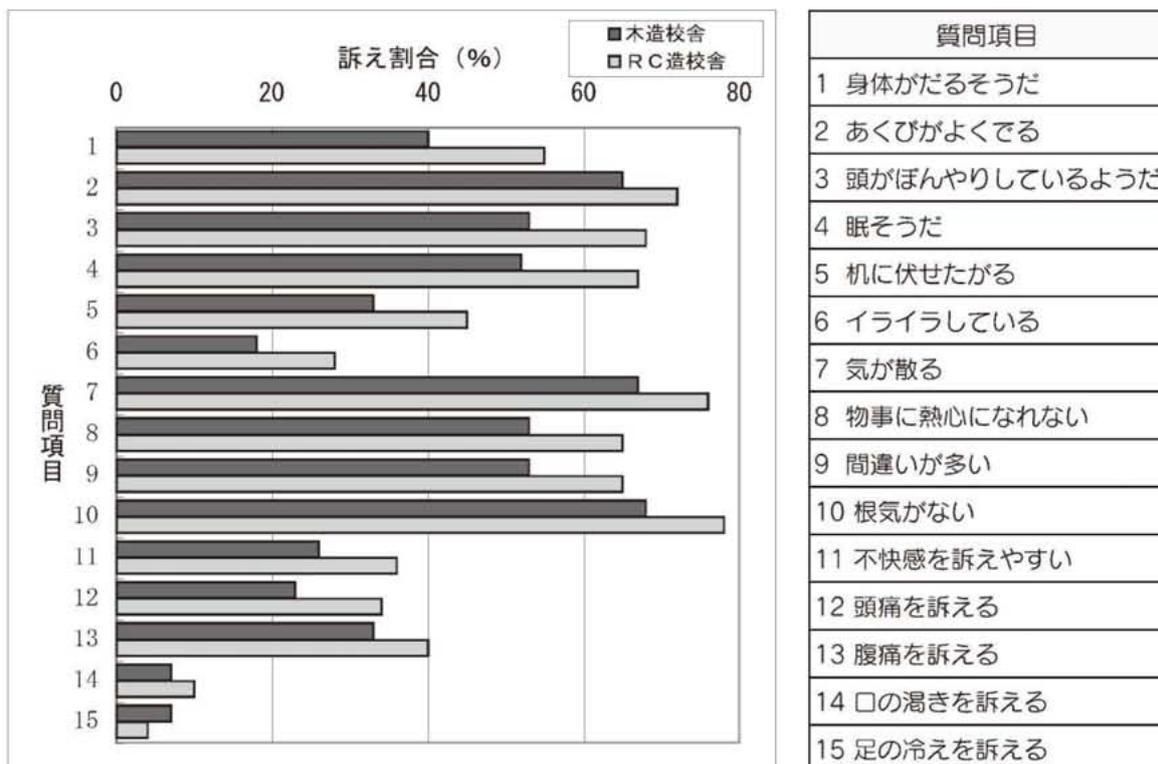


図-1 授業中の子どもたちの疲労状況

※調査対象：木造校舎 86校 教師数 545人
RC造校舎187校 教師数1,110人

2 身体的訴えによる保健室の利用状況

図-2は、全国の木造校舎とその近隣地域にあるRC造校舎を比較対象に、子どもたちの身体的訴えによる保健室の利用状況を調査したものです。

いずれの項目も、RC造校舎より木造校舎の方が生徒一人当たりの保健室を利用する割合が少ない状況となっており、木造校舎は子どもたちが健康的に生活できる環境を持っているものと思われます。

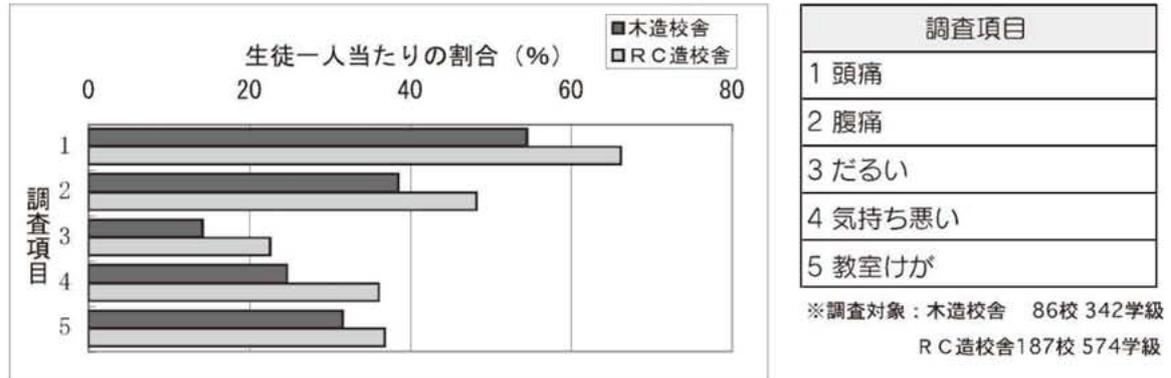


図-2 子どもたちの身体的訴えによる保健室の利用状況

3 子どもたちの欠席状況

図-3は、全国の木造校舎とその近隣地域にあるRC造校舎を比較対象に、子どもたちの欠席状況を調査したものです。事故による欠席者数は、RC造校舎より木造校舎の方が多いた状況ですが、そのほかの調査項目については、RC造校舎より木造校舎の方が少ない状況となっています。

特にインフルエンザによる学級閉鎖数は、RC造校舎の3分の1程度となっており、木造校舎は病気による欠席を低減し、インフルエンザ等が流行りにくい環境を持っているものと思われます。

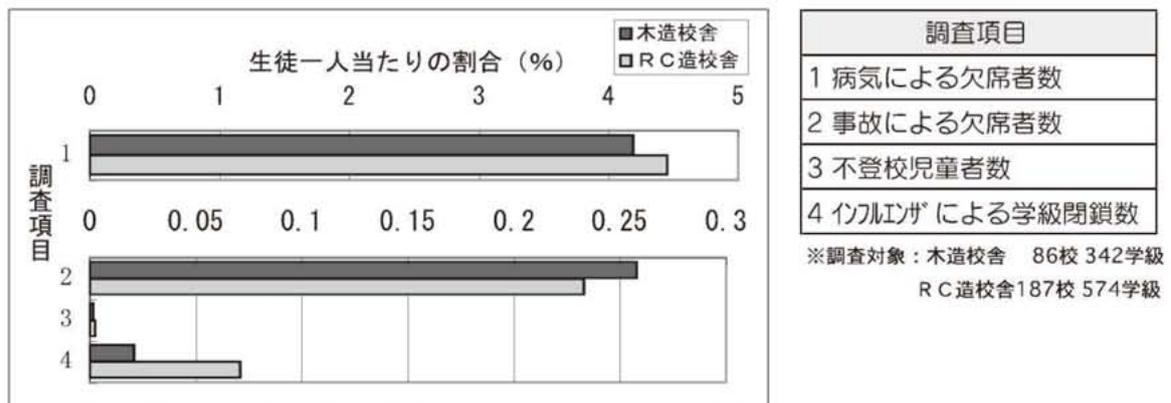


図-3 子どもたちの欠席状況

第5節 環境への配慮

1 再生可能な資源

金属やコンクリートなどの資材と違い、木材は伐採後に新しい苗木を植えて育てることで、30～60年後には生長したものを木材として活用することができます。

このため、伐採する量が樹木の生長する量を超えたり、土壌や水などの環境の変化が起きなければ、永続的に資源として再利用することができます。

2 炭素を固定する木材

近年、二酸化炭素の増加が地球温暖化に大きな影響を及ぼしているということで、世界的な社会問題となっています。

木は、生長する過程で光合成を行い、大気中の二酸化炭素を吸収し、木材組織中に炭素を固定することができます。

このため、木を伐採し、木材として使用すれば、腐って分解したり、燃やしたりしない限り、炭素は木材中に固定されたままの状態となるため、地球温暖化の防止につながります。

第2章 建築コスト

第1節 木造建築物の検討

木造の建築物は、鉄筋コンクリート造や鉄骨造などに比べて、コストが高くなると思われがちですが、建築物の規模により、採用する工法や木材の寸法なども変わるため、設計の内容によって建築コストに大きな違いが生じます。

このため、大断面や長尺の構造材を必要としない小規模な建築物や低階層の建築物であれば、木造で建築する方がより安くなる可能性があります。

1 建築コストの低減

木材には、規格品（一般によく流通している寸法の木材）と特注品（一般に流通しておらず、製材工場等に依頼して生産する木材）があります。設計の段階で規格品を多く使用するように設計すれば、木材に係る経費を抑えることができ、建築コストを安くすることができます。

また、継ぎ手・仕口のプレカット加工により、加工費を低く抑えることが可能です。

2 木造軸組構法住宅に多く用いられる木材

・正角（しょうかく）

木材の断面が正方形で、その1辺が75mm以上の製材品

一般的に、1辺が105mm、120mm、長さが3m、4m、6mのものが多く用いられており、主に柱や土台などに使われます。樹種は、スギ、ヒノキなどです。

見せる柱として使用する場合は、表面仕上げを考慮し、設計寸法を規格品の寸法より3mm程度小さい寸法（102mm、117mmなど）で設計しておく必要があります。

・平角（ひらかく）

木材の断面が長方形で、その短辺が75mm以上の製材品

短辺が105mm、120mm、長辺が150mm～360mm、長さが3～5mのものが多く用いられており、主に梁や桁などに使われます。樹種は、スギ、ヒノキなどです。

見せる梁・桁に使用する場合は、表面仕上げを考慮し、設計寸法を規格品の寸法より3mm程度小さい寸法（117mm×357mmなど）で設計しておく必要があります。

3 工期の短縮

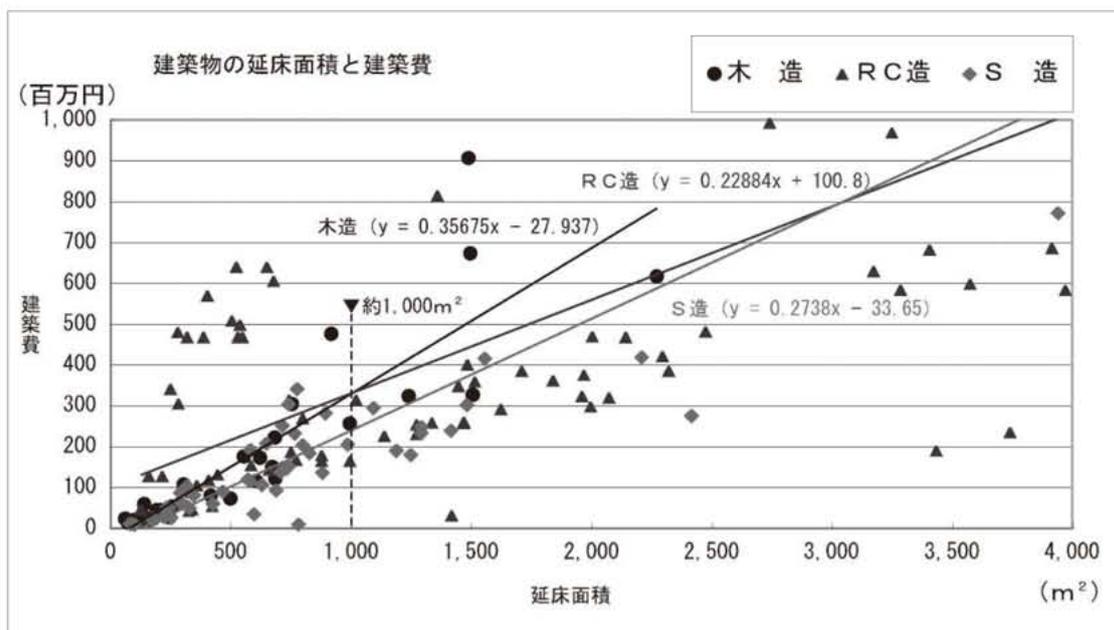
規格品は、市場等での流通量も多いことから、比較的簡単に入手することができます。このため、使用する木材に規格品を多く使用することにより、工期を短縮することが可能です。

参考 接着剤を使用しない重ね梁

重ね梁には、接着剤を使用しない方法も考えられます。重ねた上下材の接合に金物を使用したものです。接着剤を使用したものに比べ、断面の一体化という点では性能が劣りますが、シックハウス問題にも対応することができ、大断面材が得られにくい間伐材やヒノキの有効活用にも期待できます。

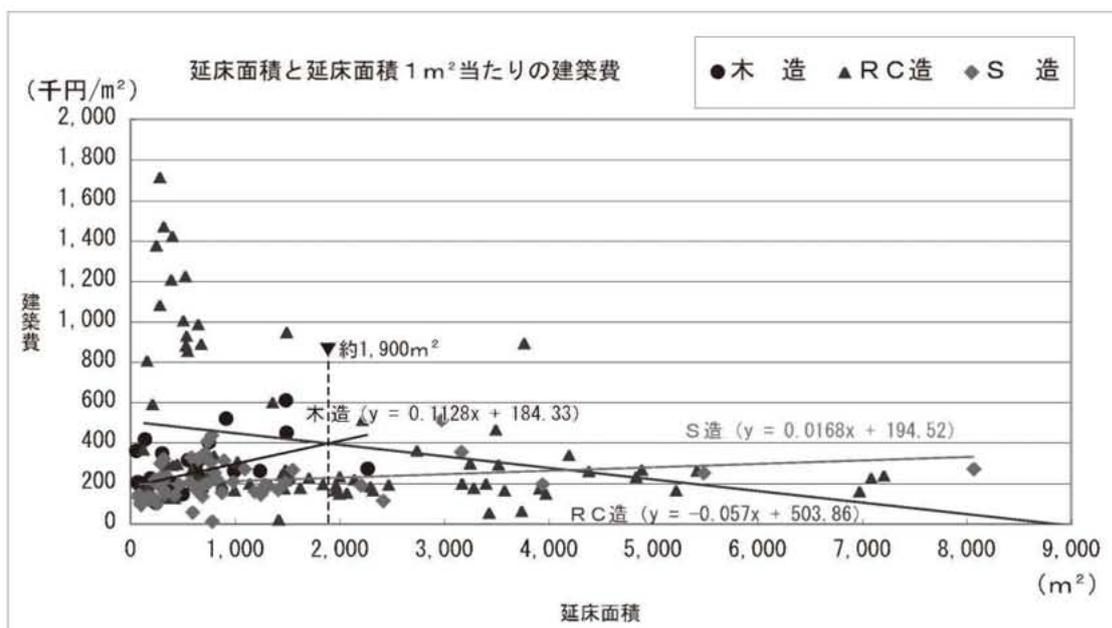
第2節 木造建築物とその他の建築物とのコスト比較

建築物の延床面積と建築費の関係を比較した場合、延床面積が小さいと鉄骨造（S造）、木造、鉄筋コンクリート造（RC造）の順で建築費が安い結果となっており、約1000㎡以下の木造建築物であれば、RC造より安い建築費で建築することができるという結果となっています。



(2009.10 県林業課調べ)

延床面積と延床面積1㎡当たりの建築費の関係を比較した場合、S造、木造、RC造の順で建築費が安い結果となっており、約1,900㎡以下の木造建築物であれば、1㎡当たりの建築費がRC造より安くなるという結果となっています。



(2009.10 県林業課調べ)

第3章 計画の立て方

第1節 基本方針の立て方

施設の整備計画に当たっては、施設毎の基本目的に照らして明確な方針を立てて進めることが大切であり、安全・安心、健康、バリアフリー、地球環境への配慮などが求められます。

木を活用した施設の計画においても、これらソフトとハードを合わせた施設づくり、地域づくりについて総合的な観点から関係者が共通理解を図る必要があります。

そのうえで、豊かな空間を実現するため、生物材料としての木の持つ優れた特性を最大限生かす工夫をするとともに、木材の確保、法規やコストなどの社会的条件を勘案しながら適材適所に木の活用を図ることが大切です。

個々の施設の規模、地域性などに応じた計画目標を立てることがより一層求められており、木の活用によって、その施設、その地域ならではの誇りのもてる施設を実現する計画を立てる必要があります。

第2節 計画の進め方

1 計画の推進体制

施設設置者、利用者、地域住民、設計者や学識経験者などによる検討会を設置し、十分に話し合うことにより、地域の公共施設として作り上げていくことが重要です。

木材の確保を円滑に進めるため、計画段階から木材関係者などに十分協力を求め、木造施設づくりのための体制をつくることが有効です。

2 設計上の留意点

施設設置者は、設計者に対し、木材を利用することで施設空間の質を高めるという意識を持ってもらう必要があります。

また、コスト面、維持管理面について多面的に検討してもらうことが重要です。

■コスト

木材の利用に当たっては、大断面の構造材の使用に固執せず、構造上の工夫により合せ梁などの活用や間伐材の活用も考慮し、コストを抑える設計に努めてもらうことが必要です。

また、材料の選定・調達のために設置者が地元木材関係者との協力体制をつくり、その中に設計者も参加して、関係者との連携の下、設計を進めてもらうことが必要です。

■維持管理

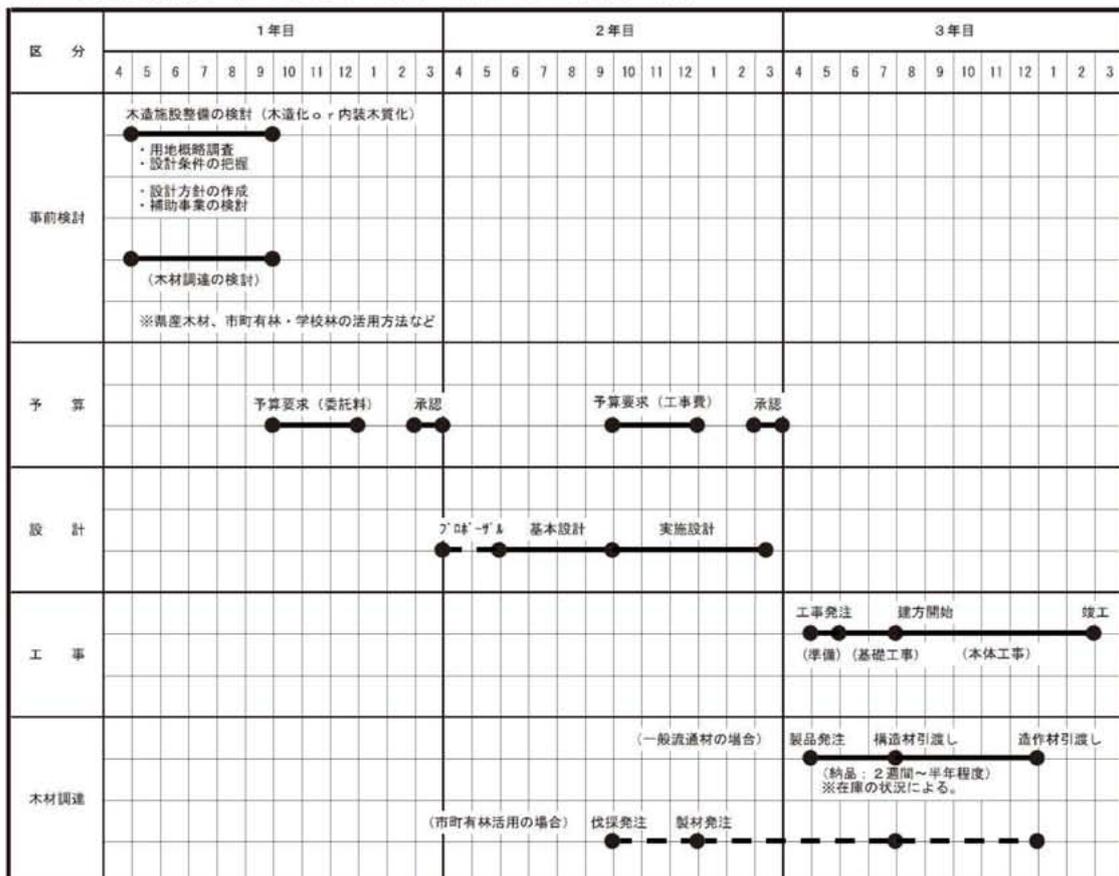
木材は、樹種の違いなどによりその特性が異なります。その特性を十分に生かせるような使用方法、使用場所を検討する必要があります。特に、水周りや外壁での使用には留意する必要があります。その際、過去の建築事例などを参考に検討することも有効です。また、木材の材料特性を十分理解し、長期的なたわみ、磨耗などに備えるとともに、メンテナンスの行いやすさやコストなどにも考慮した設計が重要です。

3 計画スケジュールの留意点

鉄筋コンクリート造等の建築物の建設では、設計期間と工事期間をもとに、計画スケジュールを定めますが、木造建築物で大量に木材を使用する場合には、設計期間と工事期間の間に製材期間や乾燥期間を設ける必要があります。

一般に、木材は、樹木の伐採から製材（粗挽き）－乾燥－製品加工（修正挽き）を経て製材品になりますので、人工乾燥木材で2～3週間程度、天然乾燥木材で3～6ヶ月程度の調達期間を見込む必要があります。このことを考慮し、設計・製材・工事のスケジュールを立てる必要があります。

大型木造建築物に係る計画～設計～施工の工程表（案）



第3節 実施計画の進め方

1 無理のない木材の選択

地域で一般的に流通している樹種や木材の寸法等を把握し、設計に反映させます。

2 木材調達のタイミング

大断面材や長尺材、大量の木材は、急にはそろわないので、早めの手配をおこたると調達が遅れることになります。また、未乾燥木材の使用は故障の要因となることもありますので、十分な乾燥・養生期間を確保するためにも、早めに手配しておくことが必要です。

3 在来の技術の活用

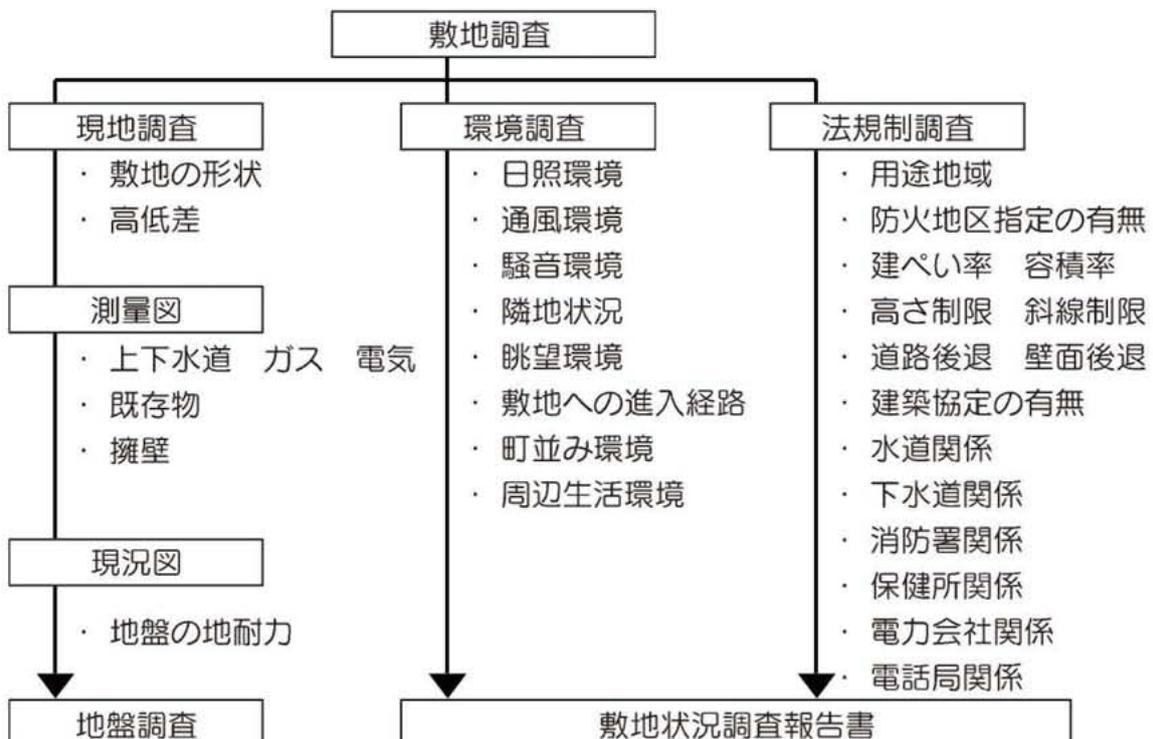
地域の大工で対応できる技術で計画すると、特別なコストがかからないうえ、地域の経済効果に貢献します。

4 木造建築物に合ったメンテナンス計画の策定

耐久性の高い建築物を造るためには、竣工後の維持保全について考慮することが重要です。

5 敷地調査の実施

さまざまな角度からその土地の敷地条件を読み取り、設計に反映させる必要があります。



第4章 木材の調達方法

公共施設のように大規模な建築物、特に木造建築物の木材調達は、しっかりと事前計画が必要となります。

木材は工業製品と違い、大量生産に対しての対応力が弱い素材です。また、森林からの伐採（原木）－製材－乾燥加工－製材品といった工程を踏むので、製品になるまでに時間がかかります。

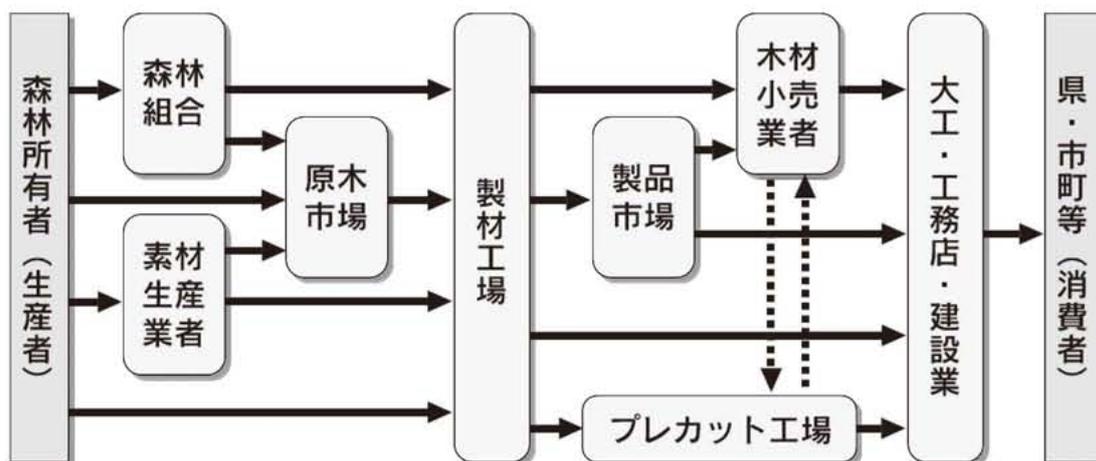
また、樹種により伐採時期が限られるものがあるため、調達時期には十分注意しておく必要があります。

1 木材の流通形態

国産材で伐採してから製材し製品化したものを「地域材」といい、特に佐賀県内の森林から伐採され、加工されたものを「佐賀県産木材（以下、県産木材という。）」と呼んでいます。

県産木材、その他地域材、外材などにより流通の形態が異なります。それぞれメリット、デメリットがあり、用途、数量、品質、価格、地域性に応じた対応が必要となります。

（県産木材の一般的な流通経路）



2 木材価格

木材は、同じ規格（サイズ）のものでも、樹種や品質、数量等により木材価格が大きく異なります。使用する部位などにより適材適所にこれらを使い分けたり、あるいは同種のをまとめた量で使用したりすることによりトータルコストが抑えられる可能性があります。

3 県産木材活用のメリット

県産木材を活用することは、その代金が植林や間伐などの手入れ資金として地元へ還元されることとなり、健全な森林の育成につながります。また、林業・木材産業の振興を通じた地域の活性化や運搬にかかるエネルギーが少なくすむことから、地球環境問題においてもメリットがあります。

4 木材の調達方法

木材の調達は、工期、価格、数量等を考慮して、どの流通形態での調達が適切であるかを検討する必要があります。

構造材、内装材、外構や家具などの使用方法、無垢材、集成材、単板積層材、合板などの種類により、また使用する木材が県産木材かその他地域材、外材かによっても調達方法が異なります。

県産木材を使用する場合は、設置者が中心となり地元の木材関係者との協力体制を構築するなど、計画的に調達を行うことが有効です。

大断面や長尺の構造材、内装材の使用量が多い場合などは、設計段階からの調達計画が重要であり、設計事務所との連携も必要です。

5 木材の樹種による使用箇所の違い

木材は樹種により多様性のある材料ですので、その性質を知ることによって、木材の良さを活かすことができます。

一般に、広葉樹は材質が硬く、針葉樹は広葉樹に比べると材質が柔らかくて断熱性能が高く、繊維方向の応力に強いという特徴を持っています。

樹種の違いによって、耐久性や耐水性などに優れた特性を持つものや同じ樹種でも産地等の違いによって、木材としての特性が違うものもあります。また、木材の使い方によっても、木目や仕上がりの雰囲気が変わってきます。

木材を使用する箇所（構造材、造作材、床、壁、天井、階段、外構など）によって、求められる性能に応じた樹種や材質のものを選択することが重要です。

参考 県産木材認定制度

県内で生産された木材について、一定の品質レベルにあることを認証する制度で、流通段階でトレーサビリティ（木材の生産過程がわかること）がはっきりするというメリットがあり、佐賀県木材協会が証明書を発行しています。

第5章 実施設計の考え方

建築物を設計するに当たっては、建築基準法などの法令に規定されている基準を満たす必要があります。木造建築物を設計する場合においても、この基準を満たしているか十分確認しながら、実施設計を行うことが必要です。

第1節 用途別の建築基準等

1 事務所

■耐火要件

延べ面積		3,000㎡以下		3,000㎡超
階数	高さ	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超	-
		1階建て	その他の建築物	
2階建て	その他の建築物			
3階建て				
4階建て以上	-			

※防火地域・準防火地域に建てる場合は、「地域区分と制限」及び「特殊建築物の構造制限」を参照

※複合用途の建築物とする場合は、上表以外の基準が適用されることがあります。

■内装制限

制限の対象となる構造と用途に供する床面積			内装材料（天井・壁）	
耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室	通路等
・階層3以上で延べ面積500㎡を超えるもの ・階層2で延べ面積1,000㎡を超えるもの ・階層1で延べ面積3,000㎡を超えるもの			難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く3F以上の天井は、準不燃材料	準不燃材料

※火気使用室、地階や無窓居室及びその非難経路は内装制限を受けず。

■建築制限

地域区分	制限内容
第1種低層住居専用地域	建築不可 (ただし、地方公共団体の支庁又は支庁の用に供する建築物で延床面積が600㎡以内のものを除く。)
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	2階以下で床面積の合計が1,500㎡以下のもの
第1種住居地域	一部の用途のものを除き、床面積の合計が3,000㎡以下のもの

■建築基準法以外で注意すべき規定

・消防法（消防庁管轄）防火対象物（消令別表第1の十五）

2 店舗

■耐火要件

延べ面積		3,000㎡以下		3,000㎡超
階数	高さ	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超	-
		1階建て	その他の建築物	
2階建て	準耐火建築物 (2階の店舗用途床面積合計が500㎡以上の場合)	準耐火建築物 (2階の店舗用途床面積合計が500㎡以上の場合)		
3階建て	-			

※床面積が10㎡以内のものを除きます。(令115条の3 3号)

※防火地域・準防火地域に建てる場合は、「地域区分と制限」及び「特殊建築物の構造制限」を参照

※複合用途の建築物とする場合は、上表以外の基準が適用されることがあります。

■内装制限

制限の対象となる構造と用途に供する床面積			内装材料(天井・壁)	
耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室	通路等
3階以上の部分の合計が1,000㎡以上	2階部分の合計が500㎡以上	床面積の合計が200㎡以上	難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く ※3階以上の天井は、準不燃材料	準不燃材料
<ul style="list-style-type: none"> ・階層3以上で延べ面積500㎡を超えるもの ・階層2で延べ面積1,000㎡を超えるもの ・階層1で延べ面積3,000㎡を超えるもの 			難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く	

※火気使用室、地階や無窓居室及びその非難経路は内装制限を受けず。

■建築制限

- ・店舗の種類や規模によって建設できる地域が異なります。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(警察庁管轄)2条1項にかかる営業の場合、建築基準法とは別に建築できる地域に制限がかかります。

■建築基準法以外で注意すべき規定

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(警察庁管轄)2条1項
- ・食品衛生法(厚生労働省管轄)50条2項
- ・消防法(消防庁管轄)特定防火対象物(消令別表第1(二)~(四))

3 共同住宅

■耐火要件

延べ面積	3,000㎡以下		3,000㎡超
階数 \ 高さ	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超	-
1階建て	その他の建築物	準耐火建築物(1時間準耐火構造) その他の建築物(30分の加熱に耐える防火措置)	耐火建築物
2階建て			
3階建て	準耐火建築物		
4階建て以上	-		

※防火地域・準防火地域に建てる場合は、「地域区分と制限」及び「特殊建築物の構造制限」を参照

※複合用途の建築物とする場合は、上表以外の基準が適用されることがあります。

■内装制限

制限の対象となる構造と用途に供する床面積			内装材料(天井・壁)	
耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室	通路等
3階以上の部分の合計が300㎡以上	2階部分の合計が300㎡以上	床面積の合計が200㎡以上	難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く ※3階以上の天井は、準不燃材料	準不燃材料
・階層3以上で延べ面積500㎡を超えるもの ・階層2で延べ面積1,000㎡を超えるもの ・階層1で延べ面積3,000㎡を超えるもの			難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く	

※火気使用室、地階や無窓居室及びその非難経路は内装制限を受けます。

■建築制限

・都市計画用途地域のうち、工業専用地域には建てるできません。

■建築基準法以外で注意すべき規定

・消防法(消防庁管轄)防火対象物(消令別表第1(五)項口)

4 学校

■耐火要件

延べ面積		3,000㎡以下		3,000㎡超	
階数	高さ	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超	—	
	1階建て	その他の建築物	準耐火建築物 (学校用途床 面積合計が 2,000㎡以上 の場合)	準耐火建築物 (1時間準耐火 構造)	耐火建築物
2階建て	その他の建築 物(30分の加 熱に耐える防 火措置)			準耐火建築物 (学校用途床 面積合計が 2,000㎡以上 の場合)	
3階建て以上					

※防火地域・準防火地域に建てる場合は、「地域区分と制限」及び「特殊建築物の構造制限」を参照

※複合用途の建築物とする場合は、上表以外の基準が適用されることがあります。

■内装制限

- ・学校は、特殊建築物の内装制限及び建物の規模による内装制限の対象外です。ただし、火気使用室、地階や無窓居室及びその非難経路は内装制限を受けず。

■建築制限

- ・都市計画用途地域のうち、工業地域、工業専用地域には建てるできません。
- ・大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校は、上記に加えて第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域には建てるできません。

■建築基準法以外で注意すべき規定

- ・学校教育法（文部科学省管轄）小学校設置基準、中学校設置基準、高等学校設置基準
- ・学校保健安全法（文部科学省管轄）学校環境衛生基準
- ・消防法（消防庁管轄）防火対象物（消令別表第1(七))

5 体育館（武道場）

■耐火要件

延べ面積		3,000㎡以下			3,000㎡超
階数	高さ	高さ13m以下かつ軒高9m以下		高さ13m超または軒高9m超	-
	1階建て	その他の建築物	準耐火建築物 (体育館用途床 面積合計が 2,000㎡以上 の場合)	準耐火建築物 (1時間準耐火 構造) その他の建築 物(30分の加 熱に耐える防 火措置)	
2階建て					
3階建て以上					

※防火地域・準防火地域に建てる場合は、「地域区分と制限」及び「特殊建築物の構造制限」を参照

※複合用途の建築物とする場合は、上表以外の基準が適用されることがあります。

■内装制限

- ・体育館は、内装制限の対象外である「学校等」に含まれ、特殊建築物の内装制限及び建物の規模による内装制限の対象外です。ただし、火気使用室、地階や無窓居室及びその非難経路は内装制限を受けます。

■建築制限

- ・都市計画用途地域のうち、工業地域、工業専用地域には建てるできません。

■建築基準法以外で注意すべき規定

- ・消防法（消防庁管轄）防火対象物（消令別表第1(十五)項等）

6 幼稚園

■耐火要件

延べ面積		3,000㎡以下			3,000㎡超
階数	高さ	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超		-
	1階建て	その他の建築物	準耐火建築物 (幼稚園用途床 面積合計が 2,000㎡以上 の場合)	準耐火建築物(1 時間準耐火構造) その他の建築物 (30分の加熱に 耐える防火措置)	
2階建て	耐火建築物+避難施設(2階を保育室、遊戯室及び便所に供する場合)				

※防火地域・準防火地域に建てる場合は、「地域区分と制限」及び「特殊建築物の構造制限」を参照

※複合用途の建築物とする場合は、上表以外の基準が適用されることがあります。

■内装制限

- ・幼稚園は、特殊建築物の内装制限及び建物の規模による内装制限の対象外です。ただし、火気使用室、地階や無窓居室及びその非難経路は内装制限を受けます。

■建築制限

- ・都市計画用途地域のうち、工業地域、工業専用地域には建てるできません。

■建築基準法以外で注意すべき規定

- ・学校教育法（文部科学省管轄）幼稚園設置基準
- ・学校保健安全法（文部科学省管轄）学校環境衛生基準
- ・消防法（消防庁管轄）特定防火対象物（消令別表第1(六)二)

7 保育所

■耐火要件

延べ面積	3,000㎡以下		3,000㎡超
階数	高さ	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超
1階建て	その他の建築物	準耐火建築物(1時間準耐火構造) その他の建築物(30分の加熱に耐える防火措置)	耐火建築物
2階建て	準耐火建築物(口準耐以外 (児32条8号イ))	準耐火建築物(1時間準耐火構造)	
3階建て以上			

※防火地域・準防火地域に建てる場合は、「地域区分と制限」及び「特殊建築物の構造制限」を参照

※複合用途の建築物とする場合は、上表以外の基準が適用されることがあります。

■内装制限

制限の対象となる構造と用途に供する床面積			内装材料（天井・壁）	
耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室	通路等
保育所を3階以上に設ける場合、保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料にすること 3階以上の部分の合計が300㎡以上	2階部分の合計が300㎡以上	床面積の合計が200㎡以上	難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く ※3階以上の天井は、準不燃材料	準不燃材料
<ul style="list-style-type: none"> 階層3以上で延べ面積500㎡を超えるもの 階層2で延べ面積1,000㎡を超えるもの 階層1で延べ面積3,000㎡を超えるもの 			難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く	

※火気使用室、地階や無窓居室及びその非難経路は内装制限を受けず。

■建築制限

- ・都市計画法上の建築地域の条件はありません。都市計画上の全地域に建設することができます。

■建築基準法以外で注意すべき規定

- ・児童福祉法（厚生労働省管轄）児童福祉施設最低基準
- ・消防法（消防庁管轄）特定防火対象物（消令別表第1(六)ハ)

8 集会場

■耐火要件

延べ面積		3,000㎡以下			3,000㎡超
階数	高さ	高さ13m以下かつ軒高9m以下		高さ13m超または軒高9m超	-
	1階建て	その他の建築物	耐火建築物 (客席床面積合計が2,000㎡以上の場合)	準耐火建築物 (1時間準耐火構造) その他の建築物 (30分の加熱に耐える防火措置)	
2階建て					
3階建て以上					

※防火地域・準防火地域に建てる場合は、「地域区分と制限」及び「特殊建築物の構造制限」を参照

※複合用途の建築物とする場合は、上表以外の基準が適用されることがあります。

■内装制限

制限の対象となる構造と用途に供する床面積			内装材料(天井・壁)	
耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室	通路等
客席の床面積合計が400㎡以上	客席の床面積合計が100㎡以上		難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く ※3階以上の天井は、準不燃材料	準不燃材料
<ul style="list-style-type: none"> ・階層3以上で延べ面積500㎡を超えるもの ・階層2で延べ面積1,000㎡を超えるもの ・階層1で延べ面積3,000㎡を超えるもの 			難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く	

※火気使用室、地階や無窓居室及びその非難経路は内装制限を受けず。

■建築制限

- ・ 興行を行う場合、その種類や規模によって立地できる都市計画用途地域が異なります。興行を行わない場合で公益上必要な建築物にあたるかどうかについては、各地方自治体に確認が必要です。

■建築基準法以外で注意すべき規定

- ・ 興行場法(厚生労働省管轄)
- ・ 社会教育法(文部科学省管轄) 公民館の設置及び運営に関する基準
- ・ 消防法(消防庁管轄) 特定防火対象物(消令別表第1(一)口)

9 宿泊施設

■耐火要件

延べ面積		3,000㎡以下		3,000㎡超
階数	高さ	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超	-
		1階建て	その他の建築物	
2階建て	準耐火建築物 (2階の宿泊用途床面積合計が300㎡以上の場合)	準耐火建築物 (2階の宿泊用途床面積合計が300㎡以上の場合)		
3階建て以上				

※防火地域・準防火地域に建てる場合は、「地域区分と制限」及び「特殊建築物の構造制限」を参照

※複合用途の建築物とする場合は、上表以外の基準が適用されることがあります。

■内装制限

制限の対象となる構造と用途に供する床面積			内装材料（天井・壁）	
耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室	通路等
3階以上の部分の合計が300㎡以上	2階部分の合計が300㎡以上	床面積の合計が200㎡以上	難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く ※3階以上の天井は、準不燃材料	準不燃材料
・階層3以上で延べ面積500㎡を超えるもの ・階層2で延べ面積1,000㎡を超えるもの ・階層1で延べ面積3,000㎡を超えるもの			難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く	

※火気使用室、地階や無窓居室及びその非難経路は内装制限を受けず。

■建築制限

- ・都市計画用途地域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域で建てることができます。ただし、大学を除く学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設その他の施設の周囲概ね100mの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害される恐れがあると認められるときは、建築が認められません。

■建築基準法以外で注意すべき規定

- ・旅館業法（厚生労働省管轄）
- ・旅館業法施行令（厚生労働省管轄）
- ・消防法（消防庁管轄）特定防火対象物（消令別表第1(五)イ）

10 老人ホーム

■耐火要件

延べ面積		3,000㎡以下		3,000㎡超
階数	高さ	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超	—
	1階建て	その他の建築物 (木造かつ1階建て＋火災時の安全性の確保＋都道府県知事等の認めた建築物の場合)	準耐火建築物(特11条1項)	
2階建て	耐火建築物(入居者の日常生活にあてられる場所を設ける場合)			
3階建て以上				

※防火地域・準防火地域に建てる場合は、「地域区分と制限」及び「特殊建築物の構造制限」を参照

※複合用途の建築物とする場合は、上表以外の基準が適用されることがあります。

■内装制限

制限の対象となる構造と用途に供する床面積			内装材料(天井・壁)	
耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室	通路等
3階以上の部分の合計が300㎡以上	2階部分の合計が300㎡以上	床面積の合計が200㎡以上	難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く ※3階以上の天井は、準不燃材料	準不燃材料
・階層3以上で延べ面積500㎡を超えるもの ・階層2で延べ面積1,000㎡を超えるもの ・階層1で延べ面積3,000㎡を超えるもの			難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く	

※建築基準法の内装制限を確認する以外に、設置基準(特)においても内装制限に関わる規定があります。

■建築制限

- ・都市計画用途地域のうち、工業専用地域には建てるできません。

■建築基準法以外で注意すべき規定

- ・老人福祉法(厚生労働省管轄)特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- ・消防法(消防庁管轄)特定防火対象物(消令別表第1(六)ロ)
- ・医療法(厚生労働省管轄)1条52項

1.1 ケアハウス

■耐火要件

延べ面積	3,000㎡以下			3,000㎡超	
階数	高さ		高さ13m超または軒高9m超		
	高さ13m以下かつ軒高9m以下		高さ13m超または軒高9m超		
1階建て	その他の建築物 (木造かつ1階建て+ 火災時の安全性の確保+ 都道府県知事等の認めた建 築物の場合)	準耐火建築物(特 11条1項)	その他の建築物(30 分の加熱に耐える防 火措置)(木造かつ1 階建て+火災時の安 全性の確保+都道府 県知事等の認めた建 築物の場合)	準耐火建築物(1 時間準耐火構造)	耐火建築物
2階建て					
3階建て以上					

※防火地域・準防火地域に建てる場合は、「地域区分と制限」及び「特殊建築物の構造制限」を参照

※複合用途の建築物とする場合は、上表以外の基準が適用されることがあります。

■内装制限

制限の対象となる構造と用途に供する床面積			内装材料(天井・壁)	
耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室	通路等
3階以上の部分の 合計が300㎡以上	2階部分の合計が 300㎡以上	床面積の合計が 200㎡以上	難燃材料 ※床面から1.2m 以下の壁を除く ※3階以上の天井 は、準不燃材料	準不燃材料
・階層3以上で延べ面積500㎡を超えるもの ・階層2で延べ面積1,000㎡を超えるもの ・階層1で延べ面積3,000㎡を超えるもの			難燃材料 ※床面から1.2m 以下の壁を除く	

※建築基準法の内装制限を確認する以外に、設置基準(特)においても内装制限に関わる規定があります。

■建築制限

- ・都市計画用途地域のうち、工業専用地域には建てるできません。

■建築基準法以外で注意すべき規定

- ・老人福祉法(厚生労働省管轄)
- ・社会福祉法(厚生労働省管轄) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
- ・消防法(消防庁所轄) 特定防火対象物(消令別表第1(六)ロ又はハ)

第2節 建築に係る制限等

■建築物の種類と定義

建築物の種類	定 義
耐 火 建 築 物	主要構造部が耐火構造または耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐えられることが確認されたもので、外壁の開口部で延焼の恐れがある部分に防火設備を有する建築物
準 耐 火 建 築 物	主要構造部が準耐火構造またはそれと同等の準耐火性能を有するもので、外壁の開口部で延焼の恐れがある部分に防火設備を有する建築物
そ の 他 の 建 築 物	耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物

※耐火建築物（法2条9号の2）、準耐火建築物（法2条9号の31）を参照

■地域区分と制限

地域区分	地域の定義	耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物
耐火建築物	都市機能が集中している地域で、都市の中心市街地や幹線道路沿いの商業・業務地区など	2階建て超 延べ面積100㎡超	2階建て以下 延べ面積100㎡以下	不 可
準耐火建築物	防火地域の周辺の商業地域や業務地区及び居住地区など	3階建て超 延べ面積1,500㎡超	3階建て以下 延べ面積1,500㎡以下	2階建て以下 延べ面積500㎡以下
その他の建築物	防火・準防火地域以外の市街地の区域など	—	—	屋根は不燃材料等 外壁の延焼の恐れのある部分は準防火性能

※防火地域内の制限（法61条）、準防火地域内の制限（62条）、22条区域の制限（法22条）を参照

■特殊建築物の構造制限

用 途	耐火建築物とするもの		準耐火建築物とするもの
	左記の用途に供する階	左記の用途に供する部分の床面積の合計	左記の用途に供する部分の床面積の合計
劇場、映画館、演劇場	3階以上の階または主階が1階にないもの	客席床面積200㎡以上（屋外観覧席の場合、1,000㎡以上）	
観覧車、公会堂、集会場	3階以上の階		
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等	3階以上の階		2階に病室があるとき2階部分の床面積合計300㎡以上（病院及び診療所については、2階部分に患者の収容施設があるものに限る）
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、スポーツ練習場等	3階以上の階		2,000㎡以上
百貨店、マーケット、展示場、カフェ、飲食店、物品販売業を営む店舗等	3階以上の階	3,000㎡以上	2階部分の床面積の合計500㎡以上
倉庫	3階以上の階	200㎡以上（3階以上の部分に限る）	1,500㎡以上
自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ等	3階以上の階		150㎡以上

※建築物の用途による制限（法27条）を参照

■特殊建築物の内装制限

特殊建築物の名称	制限の対象となる構造と用途に供する床面積			内装材料（天井・壁）	
	耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室	通路等
①劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積合計が400㎡以上	客席の床面積合計が100㎡以上		難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く ※3階以上の天井は、準不燃材料	準不燃材料
②病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設	3階以上の部分の合計が300㎡以上	2階以上の部分の合計が300㎡以上	床面積の合計が200㎡以上		
③百貨店、マーケット、展示場、カフェ、飲食店等	3階以上の部分の合計が1,000㎡以上	2階以上の部分の合計が500㎡以上			
地階、地下工作物内の①～③の用途	すべて			準不燃材料	
自動車車庫、自動車修理工場					
排煙場の無窓居室（天井高が6mを超えるものを除く）					
火を使用する調理室、浴室、ボイラー室、作業室等	—	階数2以上の住宅の最上階以外の階にあるもの、住宅以外の建築物（主要構造部が耐火構造の場合を除く）			
大規模建築物	・階層3以上で延べ面積500㎡を超えるもの ・階層2で延べ面積1,000㎡を超えるもの ・階層1で延べ面積3,000㎡を超えるもの			難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く	

※内装制限を受ける特殊建築物等（令128条の4、令129条）を参照

■屋根、外装等の措置

屋根、外装等の外装材は、防火上の地域区分に応じ以下のような措置が必要となりますが、その他の地域では外装を木材とすることができます。

地域	部位	必要な措置
防火地域	屋根（法22条、63条）	不燃材料等
準防火地域	屋根（法22条、63条）	不燃材料等
	外壁・軒裏（法62条）	延焼の恐れがある部分 防火構造
22条区域	屋根（法22条、63条）	不燃材料等
	外壁（23条）	延焼の恐れがある部分 準防火性能を有する構造

■木造特殊建築物の外装等（法24条）

22条区域内にある次の用途に供する木造の特殊建築物は、外壁および軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければなりません。

地域	用途	部位	延焼のおそれのある部分	必要な措置
	学校、劇場、映画館、集会場、マーケット、公衆浴場等	外壁・軒裏	延焼のおそれのある部分	防火構造
	自動車車庫（用途に供する床面積が50㎡超）			
	百貨店、共同住宅、病院、倉庫等（階数が2であり、用途に供する床面積が200㎡超）			

第6章 木造建築物の維持管理

一般に、どのような建築物でも長く、快適に使用するためには維持管理が重要です。

木材は自然素材であり、部分的な取替えができるなどの維持管理上のメリットがあり安心して使うことができます。

しかしながら、木材は生物材料ですので、周囲の環境により当初の性能（強度、耐久性、肌触りなど）が時間の経過とともに変化します。

特に雨や日光などの自然的要因から、鉄筋コンクリートや鉄とは違った影響を受けます。

一方、適切な維持管理をすることにより、年と共に味わいが増すところも木造建築物の特徴です。

1 木材の耐久性

木材の耐用年数は、樹種や周囲の環境状況、使用される部位や方位により大きく異なります。仮に、無造作に屋外に放置しておくと、腐朽菌・紫外線などの影響で、数年から十数年で劣化・腐朽してしまいます。

しかしながら、雨がかりや紫外線などへの対策を行い、適切に維持管理を行えば、木材の寿命を大きく延ばすことが可能です。

また、木材は、仮に腐朽するような部分があったとしても、その部分だけを取り替えることが可能であるため、数百年、数千年生き続ける建築物もあります。

2 木材を長持ちさせる方法

木材を長持ちさせるためには、建築物の設計段階から施工の納まりや完成後の維持管理計画を想定し、木材の劣化を防止するための配慮を行っていくことが大切です。

また、施設設置者が木の特性を理解し、その取扱いについて利用者に説明し、施設を大事に扱う心を育むことも大切です。

3 維持管理コスト

建築物を長く、快適に使うためには、日常の点検と必要に応じた維持管理が必要です。

公共施設においても、木造、鉄筋コンクリート造などの種類に応じ、計画的にメンテナンス費用を確保することが重要です。

特に木造の場合、クリープ変形、腐朽、劣化に対して、調整、塗装、部分補修を行うことにより、美観を保つことができます。

第7章 県内の施工事例

佐賀市立 富士南小学校（佐賀市）



■施設概要

富士南小学校の校舎は、木造瓦葺きの平屋建てで、佐賀市富士町産の木材をふんだんに使用しており、木の香りが漂う校舎となっています。

建物には円柱型の棟なども含まれており、先進的なデザインとなっています。

■利用者の声（築波教頭先生）

ぬくもりがあり、先生や生徒たちは、温かい雰囲気の中で学校生活を送っています。

また、木の香りは子どもたちを落ち着かせ、昔ながらの床のぞうきんがけもできるため、そういう活動を通して、子どもたちの健全な育成にも役立っています。

施設名：富士南小学校（校舎）
所在地：佐賀市富士町大字小副川1399-3
用途：普通教室
工期：平成16年8月～平成17年7月
規模：地上1階
構造・工法：木造平屋建て
全高：9.057m
建築面積：2,502.07㎡
延床面積：2,273.05㎡

建築費：615,845千円
設計監理費：28,220千円
主な仕様等：構造材 スギ
壁材 スギ
床材 ヒノキ
使用樹種：スギ、ヒノキ
木材使用量：203.3㎡
事業名：富士南小学校改築事業

風のふるさと館（唐津市）



■施設概要

唐津市厳木特産品等展示販売施設「風のふるさと館」は、木造平屋建てで、地元のスギ材をふんだんに使用しています。

道の駅厳木との併用施設として、平成7年3月から営業を開始し、館内では主に地場産品の展示販売等を行っています。

■利用者の声

外観が丸太のログハウス風の造りになっていて、木の良さを感じられる施設になっていると思います。

施設の入口付近や室内には、地域の特産品などが販売されているので、利用者が親しみをもって利用できる施設だと思います。

施設名：風のふるさと館（増設）
 所在地：唐津市厳木町牧瀬692-1
 用途：店舗（特産品展示・販売）
 工期：平成20年11月～平成21年3月
 規模：地上1階
 構造・工法：木造平屋建て
 全高：9.85m
 建築面積：140.3㎡(増設)、461.3㎡(全体)
 延床面積：140.3㎡(増設)、452.3㎡(全体)

建築費：58,158千円
 設計監理費：1,470千円
 主な仕様等：構造材 スギ
 壁材 スギ、防火サイディング
 床材 コンクリート
 使用樹種：スギ、ベイマツほか
 木材使用量：41.0㎡
 事業名：厳木特産品展示販売施設改修工事

武雄市立 武内小学校 (武雄市)



■施設概要

武内小学校（管理棟・教室棟）は、木造平屋建ての施設となっており、構造材や壁材、床材には、スギやヒノキを使っています。

木造であるため、完成後10年が経過したいまも校内は明るく柔らかい雰囲気に包まれています。

施設名：武内小学校（管理棟・教室棟）
所在地：武雄市武内町大字梅野乙15041-2
用途：管理棟、教室棟
工期：平成10年8月～平成11年12月
規模：地上1階
構造・工法：木造平屋建て
全高：10.09m
建築面積：820㎡(管理棟)、741㎡(教室棟)
延床面積：781㎡(管理棟)、717㎡(教室棟)

■利用者の声（勝原教頭先生）

管理棟・教室棟の床や壁には、木が使われているので、梅雨時期でも廊下が結露せず、すべりにくくなりました。

また、全体的に雰囲気が柔らかくて温かくなり、コンクリートと比べて、膝をすりむくなどの怪我をする児童も少なくなっています。

建築費：672,381千円
設計監理費：35,513千円
主な仕様等：構造材 スギ、ヒノキ、ベイマツ
壁材 スギ、ケイカル板
床材 スギ、ヒノキ
使用樹種：スギ、ヒノキ、ベイマツ
木材使用量：554.6㎡
事業名：武内小学校改築工事

鳥栖市立 弥生が丘小学校（鳥栖市）



■施設概要

弥生が丘小学校（普通教室）は、4教室を1棟とした木造平屋建ての構造となっており、南北に3棟を配置しています。

バリアフリー化により段差をなくし、車椅子にも対応した多目的トイレを設置するなど、誰にでも使いやすいつくりとなっています。

■利用者の声（6年生 横井さん、木村さん）

弥生が丘小学校（普通教室）は、木造独特の木の香りがして気持ちがいいです。

窓が大きく光が差しこみます。だから明るく気持ちも明るくなります。

バリアフリーなのでなにかにつまづいたりする心配もなく安全安心です。

施設名：弥生が丘小学校（普通教室）
所在地：鳥栖市弥生が丘4-329
用途：普通教室（4教室／棟×3棟）
工期：平成19年1月～平成20年1月
規模：地上1階
構造・工法：木造平屋建て
全高：5.85m
建築面積：1,686.15㎡
延床面積：1,506.60㎡

建築費：326,096千円
設計監理費：— 千円
主な仕様等：構造材 スギ
壁材 スギ板堅羽目張り
床材 ヒノキフローリング
使用樹種：スギ、ヒノキ
木材使用量：366.0㎡
事業名：鳥栖北部丘陵新設小学校建設事業

嬉野市コミュニティセンター「楠風館」(嬉野市)



■施設概要

嬉野市コミュニティセンター「楠風館」は、塩田ゆかりの和泉式部がもつ「扇」をイメージしており、酒蔵の大きな梁や縁側の桜板等を構造材や床・腰壁等の内装にデザイン的に使用したり、地元多良岳山系のスギ、ヒノキを腰壁板に使用しています。

施設名：嬉野市コミュニティセンター「楠風館」
所在地：嬉野市塩田町大字五町田甲3136-1
用途：地域交流施設
工期：平成15年8月～平成16年3月
規模：地上1階
構造・工法：木造平屋建て
全高：8.0m
建築面積：1,498.7㎡
延床面積：1,241.4㎡

■利用者の声(育児サークル 伊藤さん)

フリースペースが広くて、床暖房もあり、子どもたちが快適に遊び回っているところを見守っています。

この施設の木の香りとやわらかい感じが私も好きで、これからも利用させていただきたいと思います。

建築費：322,321千円

設計監理費：15,750千円

主な仕様等：構造材 スギ、ヒノキ

壁材 スギ、ヒノキ

床材 スギ、ヒノキ

使用樹種：スギ、ヒノキ

木材使用量：601.9㎡

事業名：木材産業構造改革強化施設整備事業

さざんか千坊館（吉野ヶ里町）



■施設概要

さざんか千坊館は、木造平屋建ての施設となっており、使用する木材のほとんどに県産木材を使用しています。

当施設には、地域で採れた新鮮な農林産物直売所をはじめ、地域の食材を使ったパン屋や軽食コーナーなどがあります。

■利用者の声

いつもたくさんのお客さんが利用されていて、活気に満ちあふれた施設だと思います。

建物には、普段はあまり見ない丸いままの柱が使われているので、施設の中がやわらかな空間になっており、木がたくさん使われているので、室内も明るい感じがします。

施設名：さざんか千坊館
所在地：神埼郡吉野ヶ里町松隈1710-11
工期：平成18年2月～平成18年7月
規模：地上1階
構造・工法：木造平屋建て
全高：7.49m
建築面積：498㎡
延床面積：498㎡

建築費：72,054千円
設計監理費：8,820千円
主な仕様等：構造材 スギ
壁材 ヒノキ
床材 ヒノキ(圧縮材)
使用樹種：スギ、ヒノキ
木材使用量：161㎡
事業名：強い林業・木材産業づくり交付金

介護予防拠点施設「ひだまり館」(白石町)



■施設概要

ひだまり館は、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう支援することを目的に整備した介護予防・健康づくりの拠点施設です。現在、生きがいデイサービス事業や地元の集会などに利用しています。

■利用者の声

床や壁などに木材がたくさん使われていて、木の香りや温もりを感じながら、ゆったりとした時間を過ごすことができます。

施設全体がバリアフリー化されているので、高齢者にも使いやすい施設になっていると思います。

施設名：介護予防拠点施設「ひだまり館」
所在地：杵島郡白石町大字新明2805
用途：集会所
工期：平成15年9月～平成15年12月
規模：地上1階
構造・工法：木造平屋建て
全高：7.68m
建築面積：481.91㎡
延床面積：416.67㎡

建築費：79,552千円
設計監理費：5,355千円
主な仕様等：構造材 スギ、ヒノキ、マツ
壁材 ビニールクロス張り
床材 複合フローリング
使用樹種：スギ、ヒノキ、マツ
木材使用量：87.8㎡
事業名：介護予防拠点整備事業

県営住宅光団地（佐賀市）



■施設概要

県営住宅光団地は、住宅供給公社によって開発された「アベニュー与賀団地」内の一部に県産木材を使用し、地域に配慮した木造低層の県営住宅の整備を行っています。

通風、採光に配慮した南北隣棟間隔の確保と各住棟の雁行配置。中央通路から段差解消された玄関アプローチによるバリアフリー等を行っています。

■利用者の声

以前住んでいたアパートと比較して、木目が綺麗でやわらかさと暖かさが感じられます。

また、夏はそれほど暑くなく、冬もそれほど寒くないため、四季を通じて快適に過ごすことができます。

こういう建物がこれからもっと増えていくと良いと思います。

施設名：県営住宅光団地
所在地：佐賀市光三丁目
用途：共同住宅（長屋）
工期：平成16年度～平成27年度予定
規模：木造平屋、2階建
構造・工法：木造在来軸組
全高：平屋建5.01m 2階建7.25m
建築面積：平屋建136.52 2階建125.64㎡
延床面積：平屋建114.56 2階建154.80㎡

建築費：建物のみ 平屋建18,500千円
 " 2階建24,500千円
主な仕様等：構造材 スギ、ヒノキ、ベイマツ
 壁材 サイディング、スギ板
 床材 複合フローリング
使用樹種：スギ、ヒノキ、ベイマツ
木材使用量：平屋建 23.9㎡
 2階建 32.2㎡
事業名：県営住宅建設事業

第8章 資料編

県内における既設公共施設の整備状況(木造)

番号	施工年度	事業主体	施設名	規模	構造・規格	全高(m)	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	建築費(千円)	延床面積当たり建築費(千円/m ²)	設計・監理費(千円)
1	H11	佐賀市	市営住宅小副川峰団地	1階建て×1 2階建て×1	木造	7.60	213.30	254.90	51,818	203	4,294
2	H12	"	そよかぜ館	1階建て	木造	8.50	621.00	621.00	171,360	276	—
3	H12	"	市営住宅東寺井団地(集会所)	1階建て	木造	5.30	70.68	70.68	14,385	204	703
4	H13	"	干潟よか公園(管理棟)	1階建て	木造	—	206.40	206.40	44,020	213	—
5	H13	"	生きがいデイサービスセンターふじ	1階建て	木造	—	79.08	70.68	14,175	201	445
6	H13	"	佐賀市三瀬保健センター	1階建て	木造	8.70	755.91	755.91	304,110	402	22,533
7	H13	"	佐賀市立国民健康保険二瀬診療所	1階建て	木造	8.70	555.95	555.95	174,658	314	2,780
8	H13～H15	"	市営住宅中原団地	1階建て×2 2階建て×3	木造	7.70	532.50	673.60	149,415	222	9,041
9	H14	"	市営住宅古湯本村団地	2階建て×2	木造	8.70	429.60	605.30	114,875	190	8,610
10	H16～H17	"	富士南小学校(校舎)	1階建て	木造	—	—	2,273.05	615,845	271	28,220
11	H16～H17	"	富士南小学校(体育館)	1階建て	木造	—	—	995.00	256,352	258	12,041
12	H16～H17	"	肥前国庁跡資料館	1階建て	木造	4.60	370.00	305.00	105,903	347	6,090
13	H17	"	市営住宅岸高団地	2階建て	木造	7.50	459.70	687.00	120,541	175	7,035
14	H12	唐津市	敵木町保健センター	1階建て	木造	10.00	683.29	683.29	220,657	323	3,150
15	H18	"	緑山市営住宅(集会場)	1階建て	木造	5.23	104.61	101.08	18,921	187	—
16	H20	"	風のふるさと館(増築)	1階建て	木造	9.85	140.30	140.30	58,158	415	1,470
17	H19	鳥栖市	弥生が丘小学校(普通教室)	1階建て	木造	5.85	1,686.15	1,506.60	326,096	216	—
18	H19	"	弥生が丘小学校(なかよし会)	1階建て	木造	5.70	153.05	149.57	24,393	163	1,926
19	H17	伊万里市	眉山ふるさと館	1階建て	木造	6.80	116.37	89.43	17,938	201	1,155
20	H 7	武雄市	武雄市立若木小学校(校舎)	1階建て	木造	6.00	1,055.00	918.00	476,057	519	19,209
21	H10～H11	"	武雄市立武内小学校(管理棟、教室棟)	1階建て	木造	10.09	1,561.00	1,498.00	672,381	449	35,513
22	H12	嬉野市	広川原キャンプ場一般用・福祉用コテージ	1階建て	木造	6.60	148.86	192.78	43,000	223	2,100
23	H12	"	広川原キャンプ場トイレ・シャワー棟	1階建て	木造	4.70	76.17	61.20	22,000	359	2,100
24	H15	"	嬉野市コミュニティセンター「楠風館」	1階建て	木造	8.00	1,498.70	1,241.40	322,321	260	15,750
25	H17	"	ふれあい団地 A棟	2階建て	木造	7.67	114.29	173.11	22,056	127	18,543
26	H17	"	ふれあい団地 B棟	2階建て	木造	7.67	114.29	173.11	22,209	128	
27	H17	"	ふれあい団地 C棟	2階建て	木造	7.67	114.29	177.02	22,418	127	
28	H17	"	ふれあい団地 D棟	1階建て	木造	5.55	128.14	121.52	17,903	147	
29	H17	"	ふれあい団地 E棟	1階建て	木造	5.55	128.14	121.52	17,689	146	
30	H17	"	ふれあい団地 F棟	1階建て	木造	5.55	128.14	121.52	17,567	145	
31	H17	"	ふれあい団地 G棟	1階建て	木造	5.66	138.70	134.77	25,327	188	
32	H17～H18	吉野ヶ里町	さざんか下坊館	1階建て	木造	7.49	498.00	498.00	72,054	145	8,820
33	H17	上峰町	浮立の里米多団地(集会所)	1階建て	木造	5.91	126.89	119.25	18,060	151	595
34	H11	江北町	白木パノラマ公園コテージ	2階建て	木造	5.26	147.42	158.76	19,548	123	—
35	H15	"	江北町ふれあい物産館	1階建て	木造	4.84	279.02	245.94	25,115	102	—
36	H15	白石町	介護予防拠点施設ひだまり館	1階建て	木造	7.68	481.91	416.67	79,552	191	5,355
37	H17～H18	佐賀県	新設養護学校(管理棟)	1階建て	木造	7.84	1,904.57	1,490.04	905,651	608	—

木造建築物設計推進マニュアル

県内における既設公共施設の整備状況（RC造）

番号	施工年度	事業主体	施設名	規模	構造・規格	全高(m)	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	建築費(千円)	延床面積当たり建築費(千円/m ²)	設計・監理費(千円)
1	H9～H11	佐賀市	川上排水機場	2階建て	RC造	8.38	383.00	422.00	53,220	126	—
2	H10	"	市営住宅東寺井団地(A棟)	4階建て	RC造	13.26	574.33	1,995.86	297,990	149	26,985
3	H10～H12	"	市営住宅鹿江団地	5階建て	RC造	19.55	592.97	2,475.02	480,900	194	51,891
4	H10～H12	"	市営住宅鹿江川地	3階建て	RC造	10.24	520.29	1,470.11	259,350	176	
5	H10～H12	"	市営住宅鹿江団地	3階建て	RC造	10.24	520.29	1,470.11	257,250	175	
6	H11	"	市営住宅東寺井団地(B棟)	3階建て	RC造	10.61	301.85	877.70	177,587	202	3,801
7	H11	"	市営住宅東寺井団地(C棟)	4階建て	RC造	13.26	514.24	1,959.77	323,400	165	6,247
8	H11	"	神野小学校(校舎)	3階建て	RC造	—	1,514.00	1,516.00	358,481	236	9,044
9	H11～H12	"	市営住宅江頭団地(RC-7,8)	6階建て	RC造	18.86	851.50	3,916.00	685,481	175	2,607
10	H12	"	市営住宅東寺井団地(D棟)	3階建て	RC造	10.61	301.85	877.70	164,487	187	3,202
11	H12	"	芙蓉小中学校(体育館)	2階建て	RC造	—	1,338.00	1,447.00	347,655	240	16,821
12	H13	"	さくらの館	1階建て	RC造	5.55	176.00	176.00	31,382	178	2,100
13	H13～H14	"	兵庫小学校(校舎)	3階建て	RC造	—	1,994.00	2,004.00	470,062	235	7,927
14	H14～H15	"	城北中学校(校舎)	3階建て	RC造	—	3,098.00	3,174.00	629,341	198	—
15	H15～H16	"	高木瀬小学校(校舎)	3階建て	RC造	—	2,906.00	3,576.00	597,561	167	20,212
16	H16	"	市営住宅千歳団地	2階建て	RC造	6.30	397.10	659.37	143,679	218	9,030
17	H17	"	金泉中学校(体育館)	2階建て	RC造	—	1,597.00	1,337.00	258,945	194	9,366
18	H18～H19	"	本庄小学校(校舎)	3階建て	RC造	11.43	655.00	1,841.00	362,403	197	8,652
19	H11	唐津市	唐津市立田野小学校	3階建て	RC造	—	—	3,433.35	189,918	55	3,707
20	H12～H14	"	ラコルテ和多田市営住宅南棟	7階建て	RC造	20.42	1,211.65	5,219.49	868,388	166	8,295
21	H13	"	厳木小学校天川分校校舎	2階建て	RC造	—	459.52	750.87	186,900	249	3,157
22	H15～H16	"	特別養護老人ホーム宝寿荘	1階建て	RC造	10.92	5,479.60	4,889.50	1,307,866	267	15,960
23	H16	"	浜崎浄水場管理棟	2階建て	RC造	9.50	172.73	335.40	88,725	265	—
24	H16	"	北波多総合保健センター	2階建て	RC造	14.55	591.75	717.59	152,178	212	9,830
25	H18	"	唐津みなと交流センター	3階建て	RC造	13.04	432.00	799.00	269,611	337	2,058
26	H18	"	唐津北部衛生処理センター	2階建て	RC造	12.41	1,926.48	3,765.31	3,362,751	893	114,253
27	H18	"	緑山市営住宅(第1棟)	4階建て	RC造	16.14	582.37	2,072.04	320,615	155	4,830
28	H20	"	緑山市営住宅(第2棟)	3階建て	RC造	13.50	582.37	1,292.06	247,796	192	4,368
29	H12	鳥栖市	若葉コミュニティセンター	1階建て	RC造	7.70	1,100.46	1,021.48	313,770	307	—
30	H12	"	下野地区集排処理場管理棟	1階建て	RC造	5.56	236.31	214.14	126,625	591	—
31	H14	"	東公園(時の門トイレ)	1階建て	RC造	4.65	130.44	125.80	46,010	366	—
32	H16	"	東公園(おひさまの丘トイレ)	1階建て	RC造	4.65	130.44	213.21	29,400	138	—
33	H13	多久市	西溪中学校屋内運動場	2階建て	RC造	—	1,323.70	1,709.80	386,024	226	18,375
34	H16	"	西溪中学校校舎	2階建て	RC造	7.90	588.00	769.20	167,444	218	12,443
35	H18	"	北部小学校屋内運動場	2階建て	RC造	17.20	1,755.60	1,968.10	375,785	191	17,850
36	H18	"	多久ステーション南ハイツ	5階建て	RC造	16.10	561.00	2,296.00	422,039	184	15,466
37	H15～H16	"	納所地区浄化センター	地下1階 地上2階	RC造	12.30	417.69	649.45	639,654	985	20,423
38	H16～H17	"	多久みず環境保全センター(管理棟)	1階建て	RC造	9.35	436.71	444.82	131,250	295	6,807
39	H14～H17	"	多久みず環境保全センター(水処理棟)	地下1階 地上2階	RC造	11.40	829.96	1,495.06	1,417,500	948	73,518

県内における既設公共施設の整備状況（RC造）

番号	施工年度	事業主体	施設名	規模	構造・規格	全高(m)	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	建築費(千円)	延床面積当たり建築費(千円/m ²)	設計・監理費(千円)
40	H12	伊万里市	井子野水処理センター	地下1階 地上2階	RC造	10.15	291.80	504.72	507,809	1,006	—
41	H14	〃	宿地区農業集落排水処理センター	2階建て	RC造	10.13	353.85	536.69	498,416	929	—
42	H14～H15	〃	山代東小学校	2階建て	RC造	11.16	3,510.42	2,218.30	1,139,911	514	41,761
43	H16	〃	伊万里ファミリーパーク(公園管理棟)	1階建て	RC造	4.00	460.05	358.23	104,000	290	2,800
44	H19	〃	国見中学校屋内運動場	1階建て	RC造	14.05	1,370.37	1,271.37	229,992	181	15,645
45	H10	小城市	桜城館	2階建て	RC造	12.60	2,413.00	3,497.00	1,624,688	465	64,600
46	H11	〃	三日月幼稚園(園舎棟1)	1階建て	RC造	—	904.54	546.55	467,346	855	—
47	H11	〃	三日月幼稚園(園舎棟2)	1階建て	RC造	—	556.12	317.99	467,346	1,470	—
48	H11	〃	三日月幼稚園(管理棟)	1階建て	RC造	—	478.12	387.55	467,346	1,206	—
49	H11	〃	三日月幼稚園(遊戯室棟)	1階建て	RC造	—	669.61	529.84	467,346	882	—
50	H12	〃	三日月小学校(体育館)	1階建て	RC造	—	—	1,417.00	31,710	22	—
51	H14	〃	三日月中学校	1階建て	RC造	—	—	324.00	41,289	127	—
52	H14	〃	暗田小学校(プール改築)	1階建て	RC造	4.75	158.00	158.00	127,144	805	8,778
53	H14	〃	小城保健福祉センター	1階建て	RC造	14.03	3,605.00	3,251.00	968,697	298	38,955
54	H15	〃	牛津保健福祉センター「アイル」	1階建て	RC造	10.80	4,396.00	4,196.00	1,427,094	340	45,381
55	H16	〃	三日月保健福祉センター「ゆめりあ」	地下1階 地上2階	RC造	15.20	1,737.00	2,742.00	992,457	362	38,640
56	H17～H20	〃	小城中学校校舎(改築)	3階建て	RC造	15.50	5,514.73	11,120.75	3,224,220	290	42,007
57	H15～H16	嬉野市	嬉野浄化センター(管理棟)	2階建て	RC造	8.79	689.69	741.93	314,333	424	—
58	H15～H16	〃	嬉野浄化センター(汚泥ポンプ棟)	1階建て	RC造	5.22	48.48	149.33	24,218	162	—
59	H16	〃	庭球場・球技場管理棟	2階建て	RC造	8.33	227.29	280.85	64,050	228	294
60	H19	基山町	基山小学校体育館	2階建て	RC造	15.90	1,226.00	1,271.00	254,310	200	2,595
61	H19～H20	〃	基山小学校校舎・共同調理場	2階建て	RC造	10.50	4,378.00	7,210.00	1,710,632	237	17,549
62	H11	上峰町	切通処理場	1階建て	RC造	6.68	282.00	282.00	304,815	1,081	5,460
63	H12	〃	江迎処理場	地下1階 地上1階	RC造	10.08	325.00	407.00	117,426	289	2,814
64	H14	〃	三上処理場	1階建て	RC造	4.14	249.00	248.00	341,250	1,376	2,930
65	H16～H17	〃	浮立の甲米多団地	4階建て	RC造	13.28	1,258.00	3,972.00	582,750	147	8,400
66	H11	みやき町	第2北浦団地 C棟	4階建て	RC造	—	—	679.29	604,862	890	—
67	H11	〃	第2北浦団地 D棟	4階建て	RC造	—	—	1,358.58	814,162	599	—
68	H11	〃	三根庁舎	3階建て	RC造	—	—	3,521.23	1,037,000	294	—
69	H18	〃	三根中学校 体育館	2階建て	RC造	—	—	1,485.28	400,050	269	—
70	H18	〃	三根中学校 校舎	3階建て	RC造	—	—	4,840.34	1,118,775	231	—
71	H14	玄海町	長倉浄水場 管理棟	地下1階 地上1階	RC造	5.00	278.75	338.54	46,961	139	1,498
72	H17～H18	〃	特別養護老人ホーム	3階建て	RC造	—	3,800.62	7,085.99	1,606,336	227	18,554
73	H15	有田町	有田中部小学校校舎(改築)	2階建て	RC造	21.22	4,493.22	6,976.08	1,125,151	161	42,764
74	H16	〃	西有田中学校体育館	1階建て	RC造	16.19	1,532.77	1,622.87	290,850	179	16,208
75	H18	〃	有田中部小学校体育館	1階建て	RC造	14.57	1,083.76	995.49	163,800	165	8,394
76	H14～H15	江北町	江北町保健センター	1階建て	RC造	7.00	584.25	584.25	153,827	263	1,468
77	H14～H15	〃	佐賀のへそ・ふれあい交流センター	2階建て	RC造	19.50	4,033.27	4,383.21	1,138,725	260	10,920
78	H10～H11	白石町	北明小学校校舎(改築)	2階建て	RC造	—	1,980.00	3,405.00	682,185	200	38,798
79	H10～H11	〃	有明中学校校舎(改築)	2階建て	RC造	—	3,317.00	5,422.00	1,418,760	262	81,079
80	H10～H11	〃	有明中学校体育館(改築)	2階建て	RC造	11.30	1,940.00	2,142.00	468,079	219	—

県内における既設公共施設の整備状況（RC造）

番号	施工年度	事業主体	施設名	規模	構造・規格	全高(m)	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	建築費(千円)	延床面積当たり建築費(千円/m ²)	設計・監理費(千円)
81	H11～H12	白石町	牛屋西分地区農業集落排水処理施設	地下1階 地上1階	RC造	9.25	401.22	400.84	569,282	1,420	23,988
82	H11～H12	〃	下区地区農業集落排水処理施設	地下1階 地上1階	RC造	7.73	245.84	279.92	479,820	1,714	36,194
83	H15	〃	住ノ江地区農業集落排水処理施設	地下1階 地上1階	RC造	8.68	523.20	523.20	640,387	1,224	32,561
84	H18	佐賀県	虹ノ松原学園(校舎棟)	1階建て	RC造	7.35	1,312.21	1,139.02	225,015	198	—
85	III18～III19	〃	唐津東中学校・高等学校管理棟(中棟)	3階建て	RC造	14.26	1,680.60	3,741.30	235,292	63	—
86	H18～H19	〃	唐津東中学校・高等学校管理特別教室棟(北棟)	2階建て	RC造	10.41	1,604.50	2,320.28	385,840	166	—
87	H19～H20	〃	烏栖警察署(警察庁舎)	5階建て	RC造	22.27	804.09	3,284.98	582,564	177	—

県内における既設公共施設の整備状況（S造）

番号	施工年度	事業主体	施設名	規模	構造・規格	全高(m)	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	建築費(千円)	延床面積当たり建築費(千円/m ²)	設計・監理費(千円)
1	H11	佐賀市	佐賀市役所大財別館	5階建て	S造	18.85	375.94	1,556.40	415,812	267	19,194
2	H11	#	四季のめぐみ館	2階建て	S造	8.50	-	630.00	106,378	169	1,837
3	H11	#	佐賀市休日夜間こども診療所	1階建て	S造	5.83	233.62	233.62	51,225	219	4,085
4	H11	#	佐賀市諸富生活支援・生きがいづくりセンター	1階建て	S造	7.20	307.50	241.56	49,733	206	3,622
5	H11	#	久保田保健センター	1階建て	S造	6.10	802.24	740.30	150,497	203	8,778
6	H12	#	巨勢老人福祉センター	1階建て	S造	7.30	899.15	799.13	202,650	254	13,860
7	H12	#	富上北部デイサービスセンター	1階建て	S造	-	316.41	316.41	53,550	169	445
8	H13	#	佐賀共同ビル(イスクエアビル)	9階建て	S造	46.75	1,040.82	8,068.43	2,203,800	273	391,857
9	H13～H14	#	金泉中学校(校舎)	3階建て	S造	-	3,624.00	3,942.00	770,663	196	28,717
10	H15	#	鍋島小学校(校舎)	2階建て	S造	-	707.00	707.00	138,096	195	6,562
11	H18	#	諸富文化体育館多目的室	1階建て	S造	7.93	343.39	328.00	49,482	151	-
12	H19	#	本庄児童クラブ館	1階建て	S造	4.20	109.89	94.77	10,080	106	-
13	H19～H20	#	久保泉小学校(体育館)	2階建て	S造	14.70	1,446.00	1,293.00	233,033	180	6,397
14	H20	#	鍋島小学校(体育館)	2階建て	S造	14.70	1,446.00	1,293.00	247,975	192	4,323
15	H12	唐津市	消防防災資機材倉庫	1階建て	S造	5.75	220.65	220.65	28,455	129	-
16	H13	#	消防本部救急棟	3階建て	S造	9.50	211.41	570.81	119,270	209	-
17	H13～H16	#	情報センター	2階建て	S造	12.50	466.16	466.16	90,300	194	4,914
18	H10	鳥栖市	障害児通園施設(ひかり園)	1階建て	S造	5.75	337.10	317.79	102,620	323	-
19	H12	#	北部グランド管理棟	1階建て	S造	3.85	98.96	98.96	9,235	93	-
20	H14	#	鳥栖市役所庁舎(南別館)	2階建て	S造	7.32	452.91	781.34	8,803	11	-
21	H18	#	鳥栖市地域活動支援センター	1階建て	S造	3.75	253.10	251.20	25,795	103	-
22	H19	#	弥生が丘小学校(管理特別教室棟)	2階建て	S造	8.75	1,254.95	2,208.96	418,095	189	-
23	H19	#	弥生が丘小学校(屋内運動場・プール)	3階建て	S造	14.85	850.00	1,093.11	294,903	270	-
24	H21	#	弥生が丘小学校	1階建て	S造	6.98	1,111.42	984.88	205,338	208	7,270
25	H14	多久市	多久市多久公民館	1階建て	S造	-	581.78	581.78	191,019	328	10,185
26	H15	#	多久スポーツクラブ「ゆめひろば」	1階建て	S造	6.65	450.42	344.47	80,703	234	4,410
27	H16～H17	#	多久市南多久公民館	1階建て	S造	-	648.45	648.45	207,312	320	11,582
28	H18～H19	#	多久市東多久公民館	1階建て	S造	-	714.96	714.96	250,477	350	26,406
29	H14	伊万里市	伊万里児童クラブ	1階建て	S造	3.62	177.19	177.19	23,982	135	693
30	H14	#	伊万里市立花公民館	1階建て	S造	9.70	990.52	825.83	183,308	222	5,764
31	H15	#	伊万里市松浦公民館	1階建て	S造	9.17	701.72	580.03	114,605	198	8,977
32	H17	#	黒川児童クラブ	1階建て	S造	3.85	81.54	81.54	10,710	131	435
33	H18	#	立花児童クラブ	1階建て	S造	3.80	181.51	177.19	21,199	120	861
34	H20	#	留守家庭児童クラブ	1階建て	S造	3.80	82.28	81.54	11,739	144	430
35	H12	小城市	生きがいデイサービスセンター「きらら」	1階建て	S造	-	-	287.00	66,150	230	3,780
36	H14	#	小城市児童センター	1階建て	S造	11.30	1,408.80	740.20	302,918	409	14,141
37	H14	嬉野市	嬉野市塩田小学校給食センター	1階建て	S造	10.47	1,135.07	879.50	136,714	155	5,579
38	H15	#	嬉野学校給食センター	1階建て	S造	9.95	1,121.68	892.00	280,322	314	11,498
39	H19	#	茶業研修施設	1階建て	S造	6.60	707.95	687.55	92,484	135	5,754

木造建築物設計推進マニュアル

県内における既設公共施設の整備状況（S造）

番号	施工年度	事業主体	施設名	規模	構造・規格	全高(m)	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	建築費(千円)	延床面積当たり建築費(千円/m ²)	設計・監理費(千円)
40	H11	神埼市	せふり保育園	2階建て	S造	—	678.50	765.00	232,387	304	—
41	H12～H14	〃	神埼中央公園体育館	3階建て	S造	30.90	5,486.29	5,486.29	1,369,069	250	14,700
42	H13	〃	神埼町庁舎(南新館)	1階建て	S造	4.50	425.00	425.00	60,138	142	1,722
43	H13	〃	千代田武道館	1階建て	S造	8.84	740.60	731.82	145,950	199	10,619
44	H19	〃	ちよだ保育園	1階建て	S造	13.45	1,773.23	1,415.37	239,380	169	4,554
45	H12	みやき町	三根庁舎 車庫棟	1階建て	S造	—	—	595.33	34,500	58	—
46	H16	〃	学校給食センター	2階建て	S造	—	—	776.04	340,185	438	—
47	H11	玄海町	玄海町保育所「あおぼ園」	1階建て	S造	8.97	1,593.03	1,482.68	302,610	204	5,775
48	H13	〃	玄海町農畜水産物加工所「ふるさと発想館」	1階建て	S造	5.37	340.73	290.10	87,038	300	5,040
49	H14	〃	玄海町保育所「ふたば園」	1階建て	S造	9.08	1,314.09	1,187.68	190,563	160	—
50	H15	白石町	住ノ江地区資源循環施設	1階建て	S造	8.65	1,250.00	1,250.00	179,628	144	9,713
51	H15	〃	福富ゆうあい館	1階建て	S造	15.15	6,150.00	2,980.00	1,525,820	512	—
52	H15～H16	有田町	有田町庁舎	2階建て	S造	13.57	2,149.55	3,168.01	1,128,610	356	52,500
53	H19～H20	佐賀県	九州シンクロトン光研究センター(実験研究棟)	2階建て	S造	10.34	1,496.65	2,416.41	275,760	114	—

県内における既設公共施設の整備状況（その他）

番号	施工年度	事業主体	施設名	規模	構造・規格	全高(m)	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	建築費(千円)	延床面積当たり建築費(千円/m ²)	設計監理費(千円)
1	H16	佐賀市	佐賀市健康運動センター	1階建て	RC造+S造	13.85	4,838.12	4,769.23	1,255,800	263	94,200
2	H18~H19	〃	北山小・中学校(校舎)	2階建て	木造+RC造	8.70	2,181.00	3,425.00	600,386	175	19,790
3	H18~H19	〃	北山小・中学校(体育館)	2階建て	RC造+S造	13.50	1,271.00	1,294.00	407,043	315	12,494
4	H13	唐津市	半田ふれあいセンター	1階建て	S造+木造	9.87	362.00	382.00	85,891	225	—
5	H10	〃	成和公民館	2階建て	RC造+S造	7.18	774.40	1,064.84	227,062	213	3,780
6	H17	〃	佐志公民館	1階建て	RC造+S造	7.35	1,115.40	1,000.88	206,115	206	4,725
7	H11	伊万里市	滝野地区活性化センター「夢耕房たきの」	1階建て	S造+木造	—	421.50	378.70	115,830	306	6,237
8	H13	〃	伊万里駅ビル	2階建て	RC造+S造	18.00	638.10	1,259.37	502,808	399	44,618
9	H18	〃	伊万里市子どもハートフルセンターひまわり園	1階建て	木造+S造	—	1,271.77	300.99	94,584	314	—
10	H13	嬉野市	嬉野市立古田小学校	3階建て	RC造+S造	—	1,537.88	3,589.73	723,600	202	22,365
11	H14	神埼市	神埼浄化センター	1階建て	S造+RC造	9.67	758.05	758.05	149,100	197	5,250
12	H15	〃	千代田文化会館	2階建て	RC造+S造	19.90	2,192.58	1,812.88	858,060	473	9,240
13	H15~H16	〃	仁比山保育園	1階建て	S造+RC造	8.25	1,137.02	979.67	275,100	281	4,515
14	H17	〃	農産物直売所「菱の里ちよだ」	1階建て	RC造+S造	—	201.23	201.23	4,305	21	—
15	H20	玄海町	職員住宅	2階建て	RC造	8.80	226.24	358.50	126,525	236	2,415
16	H20	〃	職員住宅	1階建て	木造	5.66	150.78	139.98			
17	H20	〃	職員住宅	1階建て	木造	5.66	46.24	38.78			
18	H15~H16	白石町	六角小学校校舎(管理・教室棟)	2階建て	RC造	—	2,958.00	2,094.00	226,730	87	5,408
19	H15~H16	〃	六角小学校校舎(特別教室棟)	1階建て	S造	—	560.00	500.00			
20	III7~III8	佐賀県	新設養護学校寄(宿舍棟)	1階建て	RC造	7.84	1,968.21	1,829.26	722,178	254	—
21	III7~III8	〃	新設養護学校寄(小学校棟)	1階建て	木造	7.84	1,123.35	1,012.17			
22	III8	〃	虹ノ松原学園(体育館)	1階建て	RC造+S造	9.96	645.62	634.32	136,763	216	—
23	III8~III9	〃	唐津東中学校(体育館)	1階建て	RC造+S造	15.38	1,476.04	1,499.32	253,305	169	—

「佐賀県産乾燥木材」認定製材工場名簿

(平成22年9月現在)

地域	工場名	所在地	連絡先
佐賀地区	富士大和森林組合	佐賀市富士町大字古湯2794番地	0952-58-2031
	川副製材所	佐賀市川副町大字鹿江998番地	0952-45-6330
	(株)山口新建木材センター	佐賀市本庄町大字本庄530番地1	0952-29-3333
	服巻材木店	佐賀市嘉瀬町大字扇町2309番地1	0952-23-2953
	西部木材工業	佐賀市久保田町大字久富3400番地2	0952-68-3205
	(有)菰田建設	佐賀市富士町大字古湯816番地	0952-58-2658
唐津地区	(株)栗原木材店	唐津市原1360番地1	0955-77-0221
	(株)栗山木材店	唐津市和多田本村5番32号	0955-74-6161
	(株)前田建設	唐津市肥前町万賀里川173番地3	0955-53-2211
	(株)進藤木材店	唐津市山本1554番地12	0955-78-1110
	(有)檜崎木材店	唐津市北波多徳須恵1171番地1	0955-64-2015
	鳥越工務店	東松浦郡玄海町大字小加倉264-1	0955-52-2837
小城・多久地区	(有)本村製材所	多久市西多久町大字板屋5972番地2	0952-74-3337
	(株)イケモク	小城市三日月町樋口915番地	0952-73-3195
	(株)中島工務店	小城市三日月町久米2111番地8	0952-73-3145
	洲上材木店	多久市東多久町大字別府4821番地	0952-76-2481
伊万里地区	(有)草野製材所	伊万里市東山代町長浜2408番地8	0955-23-1215
	伊万里西松浦森林組合	伊万里市大坪町丙140番地1	0955-23-3398
	(有)野口製材所	伊万里市波多津町辻913番地5	0955-25-0008
	(有)上田木材建設	伊万里市波多津町井野尾2332番地	0955-25-1094
鹿島地区	(有)山口木材	鹿島市大字古枝甲2163番地1	0954-63-3130
	(有)松本材木店	鹿島市大字納富分甲113番地	0954-62-2725
	松尾製材所	鹿島市大字三河内甲2754番地2	0954-62-4516
	下津製材所	藤津郡太良町大字多良1159-1	0954-67-0143
計	24工場		

【引用・参考文献】

- ・内装の違いによる住宅内の湿度変化：木材研究資料 No.11（則元京 他，1977）
- ・素材の異なるケージでのマウスの生存率と成長：静岡大学農学部 報告（伊藤 他，1987）
- ・特別養護老人ホームにおける入居者の心身不調出現率比率：「高齢者・障害者の心身機能の向上と木材利用－福祉施設内装材等効果検討委員会報告書」（全国社会福祉協議会，1997～1998）
- ・MRSAに対するヒノキチオール抗菌性：木材学会誌 vol.40 NO.11（飯沼 他，1994）
- ・カーペットからフローリングに改装することによる変化：日本衛生学雑誌 42（1）223（高岡・高野・宮崎，1987）
- ・教育的な効果：木造校舎の教育環境－校舎建築材料が子ども・教師・教育活動に及ぼす影響－（財団法人 日本住宅・木材技術センター）
- ・あたたかみとうるおいのある木の学校 早わかり木の学校（平成19年12月 文部科学省）
- ・木造建築設計ワークブック（社団法人 実践教育訓練研究協会編）
- ・生命を育む木の空間（静岡県木材協同組合連合会）
- ・『ここまでできる【2010年度版】木造建築のすすめ』（一般社団法人 木を活かす建築推進協議会）
- ・公共施設等県産木材利用マニュアル（兵庫県）
- ・木材利用推進マニュアル（愛媛県）



県産木材利用推進プロジェクト会議
(佐賀県庁林業課内)

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

TEL 0952-25-7133 FAX 0952-25-7283

ホームページ「よかウッド」 <http://www.yoka-wood.jp/>